

地名散歩

第102回 地名と現況が食い違うところ

一般財団法人日本地図センター客員研究員

今尾 恵介

「広告と現況が異なる場合は現況優先です」というフレーズは、不動産の広告などでよく目にする。災害が多発する昨今では、地名と土地の安全性を安易に結びつける風潮もあるが、地名と現況が異なることはまったく珍しくない。たとえば東京都杉並区の荻窪という地名は「クボ地名」だが、エリアの大半はその名に反して台地の上だ。もちろん地名の由来らしき窪地も存在するが、一定の面積をもった行政地名がその土地の状況と必ずしも一致しないのは当然である。

海に面していない長野県には「海」のつく駅が目立つ。JR小海線にはその線名にもなった小海駅(小海町)をはじめ、海瀬駅(佐久穂町)、海尻駅(南牧村)、佐久海ノ口駅(同)と4つもあるし、大糸線にも海ノ口駅(大町市)がある。日本の地名は当て字が多いことはよく知られ

ているが、最初にウミやカイのつく地名があり、そこに海の字を当てたとすれば、必ずしも海沿いになくても不思議はない。

しかしここに挙げた長野県の小海駅は湖に関連した地名が目立つ。たとえば大糸線の海ノ口駅の目の前は木崎湖の北端で、現在の地名は大町市平であるが、かつては海ノ口(海之口)村であった。『角川日本地名大辞典』によれば、農具川が木崎湖に注ぐ「湖の口」にあることに由来するという。また、小海線の佐久海ノ口と海尻は、平安時代の仁和4年(888)に八ヶ岳が山体崩壊して千曲川の流れを堰き止めてできた湖(現存しない)の、それぞれ上流側の「口」と下流側の「尻」に面していたからとされる。

そもそも海という字義は塩水のみでなく湖も含まれる。転じて物事の多く集まる場



海に面していない長野県にも「海」のつく地名がいくつもある。木崎湖(湖=海)の口の部分にあたることから海ノ口の地名が生まれたという。1:50,000 「大町」平成14年修正



小さな大島。三重県の志摩半島南側に位置する五ヶ所湾口に浮かぶ大島は、その名に似合わぬ小さな島だが、他の岩よりは大きくて灯台もある。1:50,000 「贊浦」平成3年修正

所、広く大きいところも表わすので、この字を含む地名が必ずしも海沿いになくても不思議はない。湖という字の旁である「胡」は「巨」に通じ、大きいという意味だ。湖のつく地名の中にはかつて「うみ」と読んだものもある。神奈川県・箱根の芦ノ湖畔にある湖尻の地名はかつて「うみじり」であったが、現在では字に合わせて「こじり」に転じている。

山のつく地名でも、山とは無縁なところが珍しくない。たとえば東京都世田谷区はちまんやまの八幡山。京王線が環状八号線を跨ぐあたりだが、八幡山の町域は台地上の平らな場所で、いわゆる山らしいものはどこにも見当たらない。『角川日本地名大辞典』によれば「村内八幡社の森を八幡山と呼び、のち転じて村名になったという説がある」と『新編武蔵風土記稿』の記述を引いている。

八幡社の森が由来とされているが、地域によって山は森のことを指す。つまり樹木が生い茂ったところが山という見方で、必ずしも現代語で言う「平地より著しく高く盛り上がった地形の所」(『岩波国語辞典』第4版)を意味するわけではない。他にも人間の生活圏の外側であることから「神が降りてくるところ」などの意味もあるので、そちらにちなむ地名もあるだろう。筆者の住む東京都の多摩地区に代々暮らしてきた人と話すと、ヤマは立体的な地形というよりは、木の生えた場所、地目としての「山林」を指す印象だ。都内では平らな台地上に山のつく地名が目立ち、駅名になっているところだけ挙げても、京王井の頭線の沿線には浜田山と久我山(いずれも東京都杉並区)、東武東上線には大山(板橋区)といった平地の例があるし、全国を見渡しても名古屋鉄道小牧線の牛山駅(愛知県春日井市)、山陽本線の土山駅(兵庫県明石市)など、山のない山つき地名を探すのは容易である。

さて、大島という名の島は日本全国に数多い。日本中の島を網羅したガイドブック『新版 日本の島ガイド SHIMADAS』(公益財団法人日本離島センター 令和元年発行)の索引で数えてみれば全国には36の「大島」があり、そのうち15に人が住んでいる。「〇〇大島」を含めればもっと増え、そんな島々も実際には「大島」と呼ばれているだろう。これに対して小島(こじま・こしま)は17、うち有人島は1つだけで、北海道の厚岸湾口に浮かぶわずか4.8ヘクタールの島で、同書によれば6世帯12人が昆布漁に従事しており、冬は本土に引き揚げるので無人島になるそうだ。

大島と小島は必ずしもペアで存在しているわけではなく、どのくらいの面積から上なら「大島」、以下で「小島」の名が与えられるといった単純なものではない。国土地理院のネット地図(地理院地図)で検索すると内陸にある大島という地名まで拾ってしまうが、実際の島を個別に見ていけば、その大半が1平方キロに満たないもので、近くにいくつも散らばる岩よりは大きいためにそう名付けられたようなものが多い。だから伊豆大島のような立派なものはむしろ例外的だ。

地名の読みでは大を「おお」、小を「お」と読むものが多く、たまに読みが間違っているのではないかという地名もある。たとえば利根川に面した茨城県取手市小堀はなぜか「おほり」だ。堤防が決壊した沼をオッポリと呼び(落堀などの表記も)、それが転訛したという説もあるが、オッポリであれば小の字を当てたのも納得できる。逆に伊豆半島の北西端にある大瀬崎は「おせざき」で、これも難読かもしれない。これらの例を少しただただでも、地名を現代語で解釈するのは誤解のもとだし、ましてや土地の安全性など安易に判断してはいけないことがわかる。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『ふしぎ地名巡り』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO.764
2020 September



表紙写真

「アオハル」

第35回写真コンクール連合会長賞
山田 英実●山形会

末娘達が陸上インターハイ出場を目指し夏合宿をしているときの一幕です。
高い目標を持ち、努力を重ねる姿は非常に眩しく、親の私たちにも忘れていた何かを思い起こさせてもらえるひと時でした。

地名散歩 今尾 恵介

03 土地家屋調査士制度制定70周年記念メッセージ

土地家屋調査士と地籍調査

公益社団法人日本測量協会会長、東京大学名誉教授 清水 英範

04 事務所運営に必要な知識

一時代にあった資格者であるために一

第74回 森林経営管理制度と森林境界問題

中部大学 准教授 竹島 喜芳

09 日本土地家屋調査士会連合会第七十七回定時総会

法務大臣表彰状受賞者

10 事務局紹介

千葉会／大阪会／福井会／沖縄会／高知会

15 続 !! 愛しき我が会、我が地元 Vol.79

札幌会／愛媛会

18 お知らせ

土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウムについて

20 日本土地家屋調査士会連合会・ライカジオシステムズ株式会社の協定締結式

22 会長レポート

23 座談会

土地家屋調査士の司法への積極的な参加に向けて ～専門委員の魅力について～①

29 全国土地家屋調査士政治連盟設立20年を迎える

30 調査士カルテ Map 通信

「所有者探索の強力なツールとして」

31 日本土地家屋調査士会連合会業務支援システム
調査士カルテ Map

32 公嘱協会情報 Vol.145

34 土地家屋調査士賠償責任保険募集中

35 土地家屋調査士名簿の登録関係

36 ちょうさし俳壇

37 会務日誌

38 編集だより

土地家屋調査士制度制定 70 周年記念メッセージ

土地家屋調査士制度制定 70 周年を記念しましてお世話になりました方々からのメッセージを賜りましたので、ご紹介させていただきます。

土地家屋調査士と地籍調査

公益社団法人日本測量協会会長、東京大学名誉教授 清水 英範



土地家屋調査士制度制定 70 周年、誠におめでとうございます。土地家屋調査士の先生方の弛まぬご努力に深く敬意を表します。また、私は日頃より、日調連の委員会や地籍問題研究会の活動等を通して、先生方と親しく交流させていただいております。この場をお借りし、厚く御礼を申し上げます。

さて、ご存じのとおり、本年 3 月「土地基本法等の一部を改正する法律」が成立し、土地基本法に加えて、地籍調査の円滑化・迅速化を進めるべく、国土調査促進特別措置法、国土調査法、不動産登記法が改正されました。そして 5 月には、上記の改正特措法に基づき新たな国土調査事業十箇年計画（第 7 次計画）が閣議決定されました。すなわち、土地家屋調査士制度制定 70 周年の記念の年は、地籍調査において、新たな法制度の下、新たな十箇年計画が開始された記念の年でもあります。

ちなみに、国土調査事業十箇年計画の第 1 次計画の開始は 1963（昭和 38）年でしたが、第 2 次計画は 1970（昭和 45）年に始まり、以後現在まで、土地家屋調査士制度の 10 周年ごとの記念の年に新たな十箇年計画が開始されております。

少し横道に逸れましたが、私は国土審議会土地政策分科会の「国土調査のあり方に関する検討小委員会」委員長として、上記の地籍調査関係の法改正や第 7 次計画の策定に向けた議論に参加させていただきました。せっかくの機会ですので、ここでは小委員会での議論の中から、法改正につながり、かつ土地家屋調査士業務にも深く関わる二つのことを取り上げ、簡単に紹介したいと思います。

第一に、都市部を中心とした官民境界先行調査の促進についてです。都市部では、再開発や防災等の観点から、官民境界の調査を進めるだけでも社会的に大きな意味を持ちます。そのため、これまで一部の市町村は「官民境界等先行調査」に取り組んできま

した。しかし、この調査は法制度上、地籍調査の途中段階という位置づけで、その成果は国土調査法上の認証の対象ではなく、結果として、調査成果の活用は十分に進んでいませんでした。

今回の国土調査法の改正により、官民境界の調査成果を、都道府県知事の認証を得て公表する特例が設けられました。これにより、官民境界の先行調査の促進と、その成果の多方面での利活用が期待されます。また、周辺地域で作成される地積測量図についても、官民境界の調査成果に整合させて作成することが容易になります。これにより、民境界を含めた地籍調査全体の効率化が期待されます。

第二は、筆界特定制度の活用についてです。一筆地調査では、実施主体である市町村による調査だけでは、土地所有者等の意見が一致しないなどの理由により、どうしても筆界が判明しないということがあります。そのような場合、必然的に筆界未定となります。一方、ご存じのとおり、筆界の位置を特定する制度として、不動産登記法に基づく筆界特定制度がありますが、申請主体が土地所有者等に限定されているため、市町村が地籍の明確化を図るための方策として活用することはできませんでした。

今回、国土調査法とともに不動産登記法の改正もされ、市町村が筆界特定を申請できるようになりました。市町村と法務局の連携の下、地籍調査の過程で適宜、筆界特定制度を活用できるようになったのです。その具体的な仕組みづくりなど、今後の展開が大いに期待されるところです。

以上のように、国土調査法に基づく地籍調査に限りませんが、土地家屋調査士の先生方が我が国の地籍整備の進展に果たす役割は益々大きくなっております。先生方が「土地の筆界を明らかにする業務の専門家」として、次なる 10 年、更に大きく発展されることを心よりお祈りいたします。

事務所運営に必要な知識 —時代にあった資格者であるために—

第74回 森林経営管理制度と森林境界問題

中部大学 准教授 竹島 喜芳

2019年度、森林経営管理制度とそれを支える森林環境譲与税の運用が始まった。これにより“林業を回すエンジンが変わった”。しかし、そこには森林境界問題が立ちふさがり、現在、林業業界はその解法を模索している。

1 森林計画制度と林業

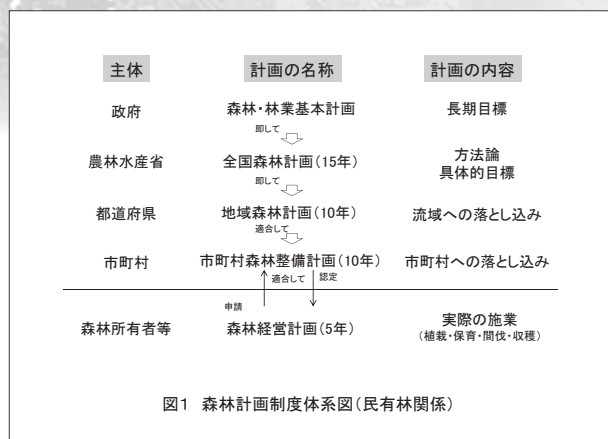
森林・林業への庶民感覚

日本林業の経済性が厳しいのはなんとなく感じている。しかし、林業関係者は日々鋭意努力し、人々にとって大切な森林や産業の維持向上に努めているはずだ。とはいえ、林業は遠く別世界の出来事である。自分との接点はない。これが森林や林業に対する庶民感覚だと私は推察する。ただ、土地家屋調査士の皆さんにはそこを踏み越えていただきたいと思っている。

そこで、森林経営管理制度と皆さんとの関係を深くご理解いただけるよう、森林経営管理制度成立に至った経過や実情について解説したい。

戦後林業施策の重点課題軌跡

国土の7割を占める森林の姿を考える屋台骨に、昭和26年に登場した森林計画制度がある。国が将来の森林資源の需給を踏まえ、日本の森林の目指すべき方向を描き、地方がそれを現場に落とし込むというものである。この制度は当初、民間の自由意志で行われていた森林伐採の、伐採規制を重点課題として登場した。それが30年代半ばになると戦後復興期から高度経済成長期に移る中、将来の木材確保を念頭に、伐採規制から植林推奨へと重点課題が変化していった。しかし、それもやがて植林から保育(間伐等)に変わり、平成20年代には、戦後植林した樹木が成熟してきたという認識の下、重点課題は収穫に設定されるようになった。図1に現在の森林計画制度体系図を記す。



官が牽引する林業の過去・未来

先ほど述べたように、森林計画制度は当初、自由意志による民の活動を、伐採規制という枠組みでコントロールするものだった。ところが、重点課題が伐採規制から植林・保育推奨へと移行する中、当初は民の活動を規制するだけだった官の役割が、やがて民を官の思惑に沿って行動させるよう変化していった。仕組みは次のとおりだ。

林業では、長引く材木価格の低迷によって、保育にかかる費用(投資)に収益(売却益)が見合わない。そこで官が植林・保育の費用を森林所有者に変わって肩代わりする補助事業が創出され、国の定める方針に合致して植林・保育を行えば、かかる費用を官が、場合によっては100%補助するようになった。こうした補助金によって、現場は国の描く方向に動いていく。

今回取り上げる「森林経営管理制度」は正に、この補助に依存せざるを得ない林業の中軸施策として2019年に登場した。

2 林業と森林境界問題との接点

近年施策の大きな鍵の1つ集約化

ところで先に、現在、林業施策の重点課題は収穫(供給)に移りつつあると述べた。しかし、木材供給ばかりに肩入れすれば、供給過剰で材木が値崩れを起こしかねない。そこで国は、需給バランスをとるため、市場で多数を占める外国産木材の代わりに国産木材利用を促進する政策や、新規需要創出(公共建築物の木造化、高層ビルの木造化等)を展開し、日本林業が「量と価格で外国産材に打ち勝てるよう」、10数年ほど前から様々な施策を展開してきた。その鍵の1つが集約化(小さな土地を纏めて一体として作業する)である。

ところが集約化は簡単ではない。表1を基に試算すると、日本の森林面積の約40%(表中C/H)が少なくとも約230万人の個人によって所有されている。そのうちの約70%(表中(J+K)/H)の面積が、少なく見積もっても所有規模10ha未満の約218万人(表中J+K)の小規模所有者の持ち分である。こういった小規模所有者の多くは林業低迷によって森林経営に無関心となっている。そのため、所有する森林の場所が分からない者も少なくない。今、官が旗を振って集約化を進めようとしても、特に地籍調査

が済んでない地域では、誰がどの森林を所有しているかさえ分からず、周辺を一体として整備することが難しいのである。集約化のネックは、森林境界問題なのである。

森林所有者問題が解消すべき喫緊の問題となった訳

森林境界問題の解消は集約化に自明のことである。ただ、それを直視せずとも2011年まで林業事業者はともかく仕事を確保できたため、これまで森林境界問題の解消は喫緊の林業施策となり得なかった。というのは、間伐などの補助金を有利に得るには、森林所有者等(多くの場合林業事業者)は5年を区切りとした森林施業計画(現在の森林経営計画同等)を立て、それを市町村から認定を受ける必要があったが、森林施業計画は、一旦認定を受ければ、後から遡って計画を変更できた。そのため、森林所有者の預かり知らぬところで、一旦森林施業計画の認定を受け、実績に合わせて差し替えることが可能だったため、森林境界問題をあえて取り上げる必要はなかったのである。

その森林施業計画は2012年度に廃止された。翌年度から代わって森林経営計画が導入された。森林経営計画では、森林施業計画と異なり集約化が条件で、計画立案者(多くの場合林業事業者)はあらかじめ

表1 私有林所有者構成

	面積(ha)	林業経営体又は 林家あるはその他森林所有者数	出典又は 計算法
A 国土面積 B+C	37,797,521		*1
B 非森林	12,749,322		A-C
C 森林	25,048,199		*2
D 国有林	7,658,728		*2
E 民有林	17,389,471		*2
F 公有林	2,994,568		*2
G 私有林(林業経営体)	4,373,374	86,027	*3
H 私有林	10,021,529	2,278,973	面積:E-F-G 所有者数:I+J+K
I(10ha以上林家**)	3,159,079	101,342	*3
J(1-10ha未満林家)	2,015,714	727,631	*3
K(その他:01-1ha未満所有者、地域森林計画対象外森林、その他含む)	4,846,736	1,450,000	面積:H-I-J 所有者数:最低数を採用***

*1 林野庁 森林資源現況総括表: <https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/gerkyou/h29/attach/pdf/3-7.pdf>

*2 国土地理院 令和2年全国都道府県市区町村別面積調: https://www.gsi.go.jp/KOKUJYOHO/MENCHO/202001/area_todofuken.pdf

*3 農林水産省 2015森林センサス: <https://www.n-stat.go.jp/>

*4 令和元年度 森林・林業白書に引用されていた『1990年世界森林センサス』を採引き

** 林家は1ha以上の山林を保有する所有者のこと。

*** 正確な所有者数は不明。しかし、少なくとも*4には1990年時点で、01-1ha未満所有者145万人とある。145万人で385万haを所有しているとなると、一人あたり3.3ha所有となり、実際はそれ以上の数の山林所有者がいると思われるが、今回は、それを承知で試算した。

め一定割合の森林所有者と受委託契約を結ぶことが必須となった。そのため、森林所有者や対象森林を特定する必要が出てきた(特定しないことには、補助が受けられない。)。最近にわかに、森林境界問題が林業業界で大きく取り上げられるようになったのはそのためである。

3 森林境界問題解消が森林計画制度運用の鍵

林業業界は森林境界問題にこれまでどう取り組んできたか

さて、林業業界は森林境界問題に、2012年までまったく取り組んでこなかったかといえば、そうではない。例えば、2001年度から始まった林野庁の森林整備地域活動支援交付金(当初1万円/ha)、森林整備加速化・林業再生事業、あるいは民間企業(例えば農林中金)の助成金等を活用し、森林境界問題の解消に取り組み、集約化に向けた基盤づくりを進めてきた。しかし、これら事業対象となった土地は

「年度内で成果が出せる場所」でなければならないことが多く、成果が見込める森林で事業が行われた。その結果、次の問題が表面化することになった。

やり易い場所から始めたため、時間の経過に従い、やり難い場所が残り、結果的に、準備される公的資金や民間資金では事業者の作業量に合わず、森林境界問題の解消に手がつけられないという状態になってきたのである。

国は、林業事業者に多くの民有林で森林経営計画を立ててもらい、集約化を加速させ「量と価格で外国産材に打ち勝つ日本の林業」を育てたい。ところが、森林経営計画には、森林所有者との受委託契約の縛りがある。その結果、森林境界問題の解消が滞る近年、国の思惑をよそに、新規に樹立される森林経営計画の数が、頭打ちになりかけてきた。

林地台帳と市町村の戸惑い

この問題を解決しようと登場したのが、2017年度から整備が始まり、2019年度からの本格運用と

林地台帳及び地図整備の概要

- 法務局、地方公共団体、森林組合等が保有している森林の土地の所有者、所在、境界に関する情報等について、関係者から情報を集め、林地台帳として一元的にとりまとめ
- 林地台帳の整備は市町村が行うものであるが、
 - ・対象となる地域森林計画の区域は都道府県が定めるものであること、
 - ・林地台帳や林地台帳に付帯する地図の作成には都道府県が保有する森林簿や森林計画図等の活用が不可欠であること
- 等から、都道府県の支援が不可欠であり、都道府県が整備方針を立て市町村と調整をした上で進めていく必要

林地台帳整備の対象・記載事項

- 地域森林計画の対象となっている民有林(森林法の5条森林)について、林地台帳を作成
- 林地台帳に記載する事項は、「森林の土地の所有者の氏名又は名称及び住所」など、改正森林法に直接規定されている事項及び省令等で規定する事項
- 登記年月日や地籍調査の実施年月日などについては、情報元の登記情報等に含まれていない場合は記載は不要
- 所有者情報のうち「現に所有している者、所有者とみなされる者」については、森林の土地所有者届出や森林簿等の既存情報を用いて記載するとともに、林地台帳の運用を図る中で、精度を向上
- 複数の者による共有の場合は、別表の共有者一覧で整理

記載事項	所在	地番	地目	面積 (h a)	林小班	登記簿上の所有者			現に所有している者、所有者とみなされる者				境界に係る測量の実施状況			森林経営計画の認定状況		公益的機能利用 農産林等				
						氏名・名称	住所	共有	登記年月日	氏名・名称	住所	共有	記載事項	届出年月日	記載年月日	地籍調査済・未済	境界の確定に資する測量済・未済・一部実施	認定の有無	認定者の種類	認定年月	区分	販売方法等

※着色部分は法に定める事項、その他は省令等で定める事項

出典：<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/rinchidaityou/attach/pdf/rinchidaichou-13.pdf>

図2 林地台帳概要

なった、市町村に設置された図2の林地台帳及び林地台帳地図である。これによって市町村は、森林経営計画を立案しようとする者の求めに応じ、所有者情報を提供せねばならなくなった。この林地台帳及び林地台帳地図の整備と運用は、森林経営計画樹立に向けた森林所有者探しにかかるコスト(人件費)を、役所が肩代わりするものである。

林地台帳等は、県からひな形が2018年度までに市町村に提供された。それが即機能するなら森林境界問題は解決するが、地籍調査を終えていない地域の、特に山林部は、果たしてどれだけ情報が使い物になるものか、市町村は林地台帳の取扱いに大いに揺れている。

4 森林経営管理制度の登場

森林経営管理制度

こうした中、「我が国の森林所有は、小規模・分散的で、長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代等により森林所有者への森林への関心が薄れ、森林の管理が適切に行われない、伐採した後に植林がされないという事態が発生している。83%の市町村が、管内の民有林の手入れが不足していると考えている状況であり、森林の適切な経営管理が行われないと、災害防止や地球温暖化防止など森林の公益的機能の維持増進にも支障が生じることになる。加えて、所有者不明や境界不明確等の課題もあり、森林の管理に非常に多くの労力が必要になるといった事態も発生している。このような中、適切な経営管理が行われていない森林の経営管理を、林業経営者に集積・集約化するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が行うことで、森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図る」ことを目的に、2019年度より森林経営管理制度が施行された。

この森林経営管理制度が動き出す出発点は、森林所有者への森林経営への意欲を尋ねる意向調査だが、そもそも林地台帳があっても、その情報が不完全な地域では、誰が所有者か分からない森林が少なくないことから、森林経営管理制度の運用は必ずしも順調に進んでいない。

市町村の苦悩

森林経営管理制度登場以前、市町村は、林業事業者等から提出される森林経営計画の認定作業という役割を担っていた。しかし実際は、多くの市町村では県や国から配布されたデータベースシステムを活用し、認定可能か否かの判定をしていた上に、そのデータベースシステムは多くの場合、林業事業者等と共有されていたため、事業者からは認定可能な計画しか出てこなかった。つまり市町村は、制度的には最前線の役割を負っていたが、実質的には国や県がお膳立てした仕組みに乗っただけであった。

ところが、森林経営管理制度によって、市町村は制度的にも実質的にも最前線に立つことになった。しかし市町村にはそれを捌く知識や技術や制度に熟知した人材はいない。

森林経営管理制度登場の布石

こうしたことを想定してか、森林経営管理制度発足2年前の2017年度より、市町村に地域林政アドバイザーという役場職員をサポートする人材設置への財政支援が行われることになった。これによって役場職員の戦力不足や知識・経験不足を補えることになった。

制度はできた、人材は手当できた。ただし、先立つものがなければ、政策は動かない。そこで森林経営管理制度の発足と同じ2019年に森林環境譲与税という財源が市町村に渡ることになった。

森林環境税は、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための国際的枠組みであるパリ協定の枠組みの下、日本の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するために創出された税である。東日本大震災から10年たつ2023年に復興特別住民税が終了するが、それと切り替えて同額(1,000円/人)の森林環境税が住民税に課されることになっている。

森林環境税の徴収は本来2024年度からだだが、森林経営管理制度の導入時期も踏まえ、2023年の復興特別住民税徴収終了を待たず、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を原資に、2019年度から森林環境税相当の財源が、市町村や都道府県に対し森林環境譲与税として譲与されている。

森林経営管理制度の開始に当たり、この森林環境

譲与税を活用し森林境界問題に取り組もうとしている市町村もある。森林環境譲与税は基金としての積立ても可能であるため、使い切り予算とは違い、まずは十分に検討してから本格活用ということで、今正に使徒検討中のところも多いと聞く。

5 森林境界問題解決の鍵

林業業界が直面する森林境界問題の中身

林業業界で森林境界問題と呼ばれるものには、①森林の所有境界が分からないという問題と、②それ以前に森林所有者が分からないという2つの問題があるが、業界ではこれまで両者を明確に区別せず森林境界問題を議論してきた。今、冷静になって振り返れば、これまでの林業業界の森林境界問題への取組では、前者の解決を優先し、俄然難度が高い後者をこれまで直視してこなかった。そのため、森林整備地域活動支援交付金以来約20年かけて手探りでやってきたのは、前者に関係する案件が主なものだった。現在、これまでのやり方(例えば、GIS、GPS、ICT、航空レーザ測量、過去の空中写真等)で出来そうなところはおおむね終え、いま緩やかに後者に突入しているが、前者の成功体験を後者に当てはめようと従来どおりのやり方で準備しようとしている。ところが、準備が進むに従いこれまで不慣れだった分野の深い知識が必要なことに気付き、問題解決の全体像がつかめなく、財源があってもなかなか一歩踏み出せずにいる。業界の空気はそんな状況だ。

実は、森林法の第百九十一条の二に「都道府県知事及び市町村の長は、この法律の施行に必要な限度で、その保有する森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

都道府県知事及び市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、森林所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。(2012年4月1日施行)」とある。従って森林法上は後者の問題に対応する手段があるが、実際のところ、役場の

林務と住民票・戸籍を担当する部局との意思疎通がうまくいかないことがあるようで、必ずしも戸籍や住民票をたどっての所有者特定が問題なく進んでいるわけではない。

土地家屋調査士への期待

その点、土地家屋調査士には「職務上請求」が行える権利があり、委任状なしに戸籍、住民票などにアクセスでき、転居や相続をキッカケにした所有者不明を解決できる能力と権利を持ち合わせている。また公図を合理的に読み解く経験も豊富である。このことを林業業界で意識する人は少ないが、市町村林務担当と土地家屋調査士との協働は、林業業界にとって1つの光明である。

なお、森林経営管理制度の森林境界問題は、所有者や境界特定が主たる目的でなく、集約化の1つの手段として取り組まれる。そのため森林経営管理制度の拠り所である森林経営管理法において、共有不明森林・所有者不明森林への対応に特例処置が講じられている。登記簿、戸籍簿、住民票等の情報のほか、知っている森林所有者等からの情報提供を踏まえてもなお不明の場合、一定手続を経て、不明な森林所有者は市町村が定めようとする経営管理集積計画に同意したものとして、次の段階、すなわち森林整備や収穫作業に進むことが認められる、というものである。この感覚が日常の土地家屋調査士業務感覚と異なるかも知れない。

6 終わりに

2019年に打ち出された林業の転換点にもなり得る森林経営管理制度や森林環境(譲与)税を前に、変化の大きさに多くの市町村は戸惑っている。そんな中、土地家屋調査士の能力と権利は、市町村の林務にとって貴重な戦力となるであろう。そんなメッセージをこれまで述べてきた。しかし、それは国の思惑に同調する市町村での話であり、実のところ、林業に対する全国の市町村の思いは様々だ。国に追随しようとする市町村もあれば、林業は眼中にない市町村もある。まずは役場林務担当を訪ねてみていただきたい。

日本土地家屋調査士会連合会第七十七回定時総会

令和二年六月一六日に開催された第七十七回定時総会において、法務大臣表彰受賞者が発表されました。例年であれば受賞者は、総会に参加し表彰状を授与されますが、本総会は規模を縮小しての開催でしたので、受賞者は総会には参加できませんでした。受賞者は次のとおりです。この度の栄えあるご受賞を心よりお祝い申し上げます。

川	加	奥	梅	池	池	池	安	阿	阿	氏名
口	藤	田	津	村	畑	谷	納	部	相	
吉	栄	一	潤	信	一	昭				
雄	一	高	二	章	也	郎	雄	光	功	
和歌山	福井	神奈川	千葉	滋賀	三重	京都	栃木	新潟	函館	会名

田	高	鈴	佐	佐	佐	久	木	城	菊
た	たか	すず	さ	さ	さ	く	きの	き	きく
中	尾	木	野	藤	々	高	下	戸	池
なか	お	き	の	とう	さ	だか	した	と	ち
					木			崎	
					き			ざ	
正	明			栄	博	兼			直
まさ	あき			えい	ひろ	けん			なお
人	夫	優	勉	二	昭	一	満	修	喜
と	お	まさる	つとむ	じ	あき	いち	みつる	おさむ	き
鳥	佐	静	山	群	東	沖	東	大	岩
取	賀	岡	梨	馬	京	縄	京	分	手

山	谷	蓑	松	藤	橋	橋	槲	野	西
やま	や	みの	まつ	ふじ	はし	はし	はし	の	にし
田	内	原	島	本	本	詰	立	澤	森
だ	ち	はら	しま	もと	もと	づめ	たて	さわ	もり
勝		照			豊	繁	二	秀	裕
かつ		てる			とよ	しげ	に	ひで	ひろ
一	廣	光	稔	睦	彦	美	作	元	保
いち	ひろし	みつ	みのる	むつむ	ひこ	み	さく	ゆき	やす
茨	石	宮	大	広	福	兵	東	愛	高
城	川	崎	阪	島	島	庫	京	知	知

以上三十名（五十音順 敬称略）

千葉県土地家屋調査士会

千葉県土地家屋調査士会館はJR東日本・京葉線の「千葉みなと駅」下車徒歩2分の立地に、平成17年に着工、平成18年3月に竣工し、同年4月10日に事務局は千葉県教育会館の一室から引っ越してきました。

引っ越し当時は周りには建物は少なく閑散としていました。現在はテナントビルやマンションも建ったのですが、商業施設が少なく、役員が会議等で来館した際、昼食などをする店が少なく、また歩いて行ける居酒屋も数軒しかありませんので、会議や打合せ後の「ちょっと一杯」が毎回同じ店となっています。

千葉県土地家屋調査士会事務局は職員5名体制で執務しております。これから事務局職員の紹介をさせていただきますが、少し趣向を変え、職員が他の職員を紹介するという少し変わった形でお送りしたいと思います。文字一つ見てみてもその人の個性を感じます。

長沼芳文事務局長(執筆：須田職員)

長沼芳文事務局長は、日本一の米どころ、新潟県南魚沼郡の出身です。雪かきが大変で雪のない千葉県の外房に新婚の奥様と引っ越して来られたとか(奥様がエライ)。千葉会では平成20年3月に職員として採用され、今年6月1日から事務局長に就任されました。趣味は、小学校1年生になった息子さんと遊ぶこと(?)とサーフィン。役員・職員誰からも頼られる人柄。千葉会期待の事務局長です！

奈良知与職員(執筆：江尻職員)

永遠の26歳奈良職員は小さな二人の娘を持つ働くママで毎日大忙し！朝は5時前から起きて家事をし、仕事も颯爽とこなします。見た目はクールに見えるけど(勿論ショートカットにパンツスーツ)、特

技はお菓子作り、アイドル好きでドラマも大好き、ドラマを見ながらハンカチで涙を拭う情にもろい女性だということを知る会員は少ないはず…。

福尾菜美職員(執筆：長沼事務局長)

事務局一番の若手職員です。記憶力には定評があり、会員の顔と名前をすぐに覚えてしまうとのうわさ。見た目はおっとり、実は芯はしっかり。いつも仕事熱心で与えられた仕事は精一杯頑張ります。しかしおちょこちょいな一面も。家族と仲良しで、ペットのウサギが大好きな人情家な女性です。

須田薫子職員(執筆：奈良職員)

当会事務局のスーパーウーマン。在職29年目！！『須田さんに聞けば何でもわかる』と言っても過言ではないほどの知識と情報量を持ち合わせています。本当にスゴイ！！

演劇や舞台鑑賞が好き。お休みの時はご主人と旅行を楽しまれています。

こんな風に余裕のある生活に憧れます。

江尻章子職員(執筆：福尾職員)

事務局のムードメーカー。いつも笑顔で明るく優しく、そして仕事熱心。周りからの信頼も厚いです。情報通で話題も豊富。美味しいものや流行を語らせたら話は尽きません。

趣味は演劇鑑賞。お休みの日はいろんなところにお出掛けしているようで、毎日とっても楽しそうです。

是非東京ディズニーランド・ディズニーシー等でJR東日本の京葉線に乗る機会がありましたら、もう数駅先の千葉みなと駅まで足を延ばし、千葉会事務局に立ち寄っていただければと思います。



大阪土地家屋調査士会

今年は新型コロナウイルスによって全国各地に多大な影響を及ぼしました。大阪も多数の感染者を出し、人の往来も一時的にですが無くなりました。まだまだ予断を許さない状況ですが、早く活気を取り戻せればよいですね。そんな最中ではありますが、皆様は大阪の観光地といえどどんな場所が浮かばれるでしょうか？大阪城、太陽の塔、なんばパークス、通天閣。言わずと知れた海遊館やユニバーサル・スタジオ・ジャパン、よしもと新喜劇。また大阪市民に愛される四天王寺や大阪天満宮…。などなど、きりがなくらい見所たくさんです！そんな楽しい良い意味でガヤガヤした「大阪」の魅力を、コロナ禍が終息した暁には、大阪へお越しの際には、是非そのガヤガヤを肌で感じて「大阪」を堪能していただければと思います。

そんな大阪の中心部に位置するのが大阪会会館です。土地家屋調査士会館は、大阪府庁や大阪法務局などが並ぶオフィス街にあります。また、近くには有名な大阪城が最寄り駅からすぐに行くことができ、観光の名所でもあります。

大阪土地家屋調査士会は、会員数が994名(令和2年7月1日現在)で、令和2年度予算額は、約2億円です。新型コロナウイルスの影響や頻発する災害等、厳しい環境や経済状況の中、事業の取捨選択による整理、合理化、支出の節減により前を向いて会務を進めています。

会館は、鉄筋コンクリート造6階建て、昭和58年8月竣工。現在の使用形態は、1階に駐車場と協同組合、2階に事務局、3階に役員室と資料センター室と会議室、4階に最大80名収容の大会議室、5階に相談センターと会議室、6階屋上に倉庫があります。

事務局は専務理事をはじめ、職員6名の計7名(男性5名、女性2名)で、本会の事業が円滑に進むよう努めるとともに、円満な職場環境を心掛けて日々の職務に当たっております。

また、大阪会にはイメージキャラクター「トーキくん」がゆるキャラとして、ホームページやPRグッズに活用されておりますので、皆様にも是非覚えていただければ有り難く存じます。



(大阪土地家屋調査士会 事務局)

【大阪土地家屋調査士会】

〒540-0023 大阪市中央区北新町3番5号

TEL : 06-6942-3330(代) FAX : 06-6941-8070

E-mail : otkc-3330@chosashi-osaka.jp

URL : <http://www.chosashi-osaka.jp/>

【境界問題相談センターおおさか】

TEL : 06-6942-8750 FAX : 06-6942-8751

E-mail : soudan@chosashi-osaka.jp

URL : <http://www.kyokai-osaka.jp/>

【大阪土地家屋調査士協同組合】

TEL : 06-6942-6011 FAX : 06-6942-5455

E-mail : kumiai@chosashi-osaka.jp

URL : <http://www.chosashi-coop.net/>



福井県土地家屋調査士会

福井会は、会員数151名、年間予算規模約3,000万円のこじんまりとした会です。

本会事務局は、福井市の郊外東南部に位置しております。福井における大動脈国道8号線に近接し、福井県立図書館、福井市美術館、大型スポーツジム及び戸建て住宅が点在する住宅地にあります。ただ、国道から一步入っているとはいえ、接面道路の交通量は、地方都市にしては多く、のどかな住宅地という感じではありません。

本会事務局は、3階建ての司調合同会館の2階に入居しております。1階には、福井県司法書士会さんと福井県公共嘱託登記司法書士協会さん、3階は福井県公共嘱託登記土地家屋調査士協会さんが入居しており、建物全体では、合わせて10人の職員さんが働いております。

本会草創期における本会事務局は、時の会長さんの事務所に居候していた時期もあり、先輩会員各位の「自前の会館を持ちたい」という想いは極めて熱かったと聞いております。その熱い想いが実り、平成6年、ついに現在の司調合同会館を、司法書士会さんと共同で取得し、現在に至っております。会館取得資金を得るべく発足した比例会費制度は、幾多の変遷を経て、本年3月に終了しました。本会会費の納付の在り方として、大きな節目でありました。

さて、事務局員は、事務局長漆崎政明、事務職員宮越光子さん、パートタイム職員宮塚早苗さんの3人が勤務しております。(ちなみに、全員が年齢不詳、永遠の5歳児です。)

漆崎は、絶滅危惧種「ガラケイ」を利用するアナログ派です。日々の業務においても「でじたる、カタカナ、横文字、4G、5G、オレオヤG」と格闘しています。たまに口を付いて出る、おやじギャグにおいては、職員並



びに会員の先生方にご迷惑をお掛けいたしております。

職員の宮越さんは、明るい事務局運営を常に心掛けて執務しています。時折、会員の先生からも、「宮越さんの笑い声が、下まで聞こえていたよ。明るい職場やね」と、優しいお褒め?の言葉を頂いております。

パートタイム職員の宮塚さんは、新型コロナに際し、手作りマスクに目覚めた、別名を「マスク工房のマエストロ」。秀逸は、眼鏡を掛けても曇らないマスク。詳細につきましては企業秘密とのことです。が、お問合せは福井会まで…。

福井県の最大の関心事は、北陸新幹線の延伸開業です。県内各地において、延伸工事が活況を呈しており、2023年春の開業に向けた槌音が身近に感じられるようになってきました。写真は、福井市中心街での工事状況です。新幹線延伸開業に併せ福井駅前の再開発の一環として、都市型ホテルの誘致も決まるなど、ビックプロジェクトが目白押しです。

北陸新幹線延伸が、観光客の誘致や人口減少対策になることに「百年に一度の好機」と官民一体で期待を掛けており、我が福井会の会員の先生方へも波及効果があればと、念じてやみません。

土地家屋調査士制度制定70周年という、記念すべき年に、私たち三人が事務局の一員であることに感謝するとともに、土地家屋調査士会が80年、90年、100年と永久に続くことを祈念して、福井会事務局紹介とさせていただきます。

【福井県土地家屋調査士会】

〒918-8112 福井市下馬二丁目314番地

TEL : 0776-33-2770 FAX : 0776-33-2788

E-mail : ftk@quartz.ocn.ne.jp

URL : <http://fukuitk.org/>



沖縄県土地家屋調査士会

【事務局職員について】

事務局職員は、バスケットボールと地元のオリオンビールをこよなく愛する沖縄のう〜まく〜と豪語する知念正樹事務局長(勤続年数：12年)と、子供のバスケットを全力でサポートし、パンをこよなく愛する熊本生まれのちゅらか〜ぎ〜田本乃奈事務局長(勤続年数：5年)の二人で切り回しています。会と会員のために日々頑張っている両職員には当会会員一同、期待と感謝の気持ちでいっぱいです。

【調査士会館について】

調査士会館の場所は那覇市の歓楽街(国際通り)と官庁街(那覇市役所・沖縄県庁・那覇地方法務局)に徒歩数分で行ける便利な環境地の一角にあるマンション内の4階部分に入居しており、おきなわ境界問題相談センターも同



階に構えています。また、同マンションの3階部分には沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会も入居しており、両会とも常に連絡を取り合いながら事務処理がスムーズに行えるような体制にあります。

【会員について】

沖縄会の会員数は現在176名(女性会員は7名)で法人会員はいません。県内7支部に分かれて構成されています。会員の平均年齢は60歳で内訳は30代⇒12名、40代⇒30名、50代⇒39名、60代⇒53名、70代⇒33名、80代⇒8名、90代⇒1名となっており、最高年齢は98歳、最少年齢は30歳となっています。

【首里城について】

令和元年10月31日未明、沖縄の象徴的な建造物として親しまれ、30数年にわたってようやく復元が完了したばかりの首里城が火災により焼失しました。暗闇の中で激しい炎に包まれ崩落していく首里城の姿に、県民だけでなく多くの方々が大きな衝撃を受けたことと思います。そのような悲しみの中で、

国内だけに留まらず海外からも首里城の修復再建に向け、広がりを見せた支援活動の姿には感慨深いものがありました。当会でも首里城の早期復元を支援することを目的とした支援金を募り沖縄県に寄贈しています。

【沖縄士業ネットワーク協議会について】

沖縄県には、10士業団体が集まって情報交換を行う沖縄士業ネットワーク協議会というのがあり、毎年、親睦ゴルフ大会や無料よろず相談会を開催しています。その協議会の令和2年度の当番会は土地家屋調査士会が担当することになったのですが、昨今の新型コロナウイルスの影響により、協議会の活動も困難な状態が続いています。役員・事務局共々、なんとかこのまま終息に向かうことを願っている状況です。

【沖縄県土地家屋調査士会】

那覇市泉崎2丁目1番地4

大建ハーバービューマンション401

TEL：098-834-7599 FAX：098-854-8131

E-mail：otkc000@chive.ocn.ne.jp

URL：http://www.okinawa-chosashi.ecnet.jp



高知県土地家屋調査士会

高知県土地家屋調査士会事務局は、高知＝お酒のイメージにもかかわらず、お酒がほぼ飲めない職員2名の勤務体制となっております。

一世帯の家計における飲酒費用を総務省が調査したもの(2012年～2016年の平均値)では、全国平均が17,990円に対し、高知県は38,910円。もちろん全国1位で、2位の東京は29,080円となっており、約10,000円もの差があります。そんなお国柄の下、現在、会員数113名、1法人、令和元年度の決算額2,700万円の高知会は、会員の高齢化に伴う会員数の減少により、100名を下回るのも時間の問題となっており、飲んでばかりはいられなくなっております。とはいっても、ここは南国土佐。灼熱の太陽が照りつけ、じめじめした中で立会いを終えた後に飲むキンキンに冷えたビールは格別です。

ところで、高知県土地家屋調査士会館は、当時入会間もない現田邊会長が、設計に携わり平成11年2月20日に完成しました。JR高知駅から西へ車で10分のところにあり、幹線道路から1本南に入った一方通行の道路沿いにあります。少し分かりづらい場所ですが、隣には銭湯、近くには鮮魚店や仕出し屋があり(最近おしゃれなクレープ屋もできました。)、味わいのある場所です。高知県庁からは、徒歩10分。以前は法務局も近くにありましたが、現在はJR高知駅横に移転してしまいました。

会館は3階建てで、1階に駐車場と境界問題ADRセンターこうち事務局、2階に土地家屋調査士会事務局、会議室、3階に公嘱協会事務局と会議室があります。竣工から20年が経過し、数年前から修繕をすることが多くなってきました。この先の大規模な改修を見据えた運営をしていきたいと思っております。

さて、冒頭にも紹介したとおり、高知会事務局は2名の職員で業務に当たっており、総務担当の中村職員(勤

続3年)、経理担当の四宮職員(勤続2年)となっております。近年事務局職員の世代交代もあり、現職員は比較的浅い勤続年数となっておりますが、頑張ってくれております。

また、中村職員の出身地でもある、高知県東部はゆずの生産が盛んということもあり、日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会の協賛品は、決まって「ごっくん馬路村」(原材料：はちみつ、ゆず、水)を送付しております。この「ごっくん馬路村」は、高知県民のソウルドリンク「リープル」と並ぶくらいに、県民に親しまれている飲み物です。(詳細はググってください。)余談ですが、職員の名前も「柚」です。

皆様、高知にお越しの際は、会館へお立ち寄りください。キンキンに冷えたビール、ではなくごっくん馬路村をご用意してお待ちしております。



左：四宮職員 右：中村職員



会館



執務風景

愛しき 続!! 我が会、我が地元

Vol. 79

札幌会 『浦河町の豊かな四季』

札幌土地家屋調査士会 日高支部 郷家 丈史

北海道、日高管内にある浦河町は、サラブレットの故郷(ふるさと)です。

浦河町は札幌市から南に自動車です約3時間程度、太平洋に面した人口約1万2,000人の自然豊かな町です。

私は平成18年に、実家の札幌市からこの町に移住してきました。

北海道で牧場といえば、牛乳を生産するための乳牛のイメージをお持ちかもしれませんが、浦河町とその周辺の町では競走馬、つまりサラブレットの生産がメインとなっています。史上初の5冠馬「シンザン」が特に有名で、乗馬が盛んな町でもあります。

私の自宅からも、車で5分ほど走れば、辺り一面に牧場風景が広がります。

移住した当初は、私自身にとって縁もゆかりもない土地で戸惑うこともありましたが、14年が経過した現在ではすっかりこの町の住人になったと(自分では)思っています。

そこで今回、この紙面をお借りして我が町の豊かな四季についてご紹介しようと思います。

春の浦河町で私が毎年楽しみにしていることは、4月に収穫されるアスパラガスです。

一番初めの時期に採れる極太のアスパラガスは、軽くお湯に通すだけで何も付けなくても食べられるほど、極上の甘さと柔らかさを持っています。また、この地域で春ウニと呼ばれているエゾバフンウニも美味です。

北海道での桜の時期はゴールデンウィーク明けになることが多いのですが、浦河町にも有名な桜並木、『優駿さくらロード』があります。満開になると、まるで桜のトンネルを通っているような体験ができます。

次に夏ですが、初夏には脂の乗った時しらず(時鮭)が堪能できます。

また、この時期は春に出産されたサラブレットが成長し、あちこちの牧場で可愛い仔馬を連れた親子を見ることができます。

夏の浦河の風物詩として、日高昆布を干す風景があります。夏の間の限られた時期に漁が行われるため、早朝から家族総出で昆布を干す様子があちらこちらで見受けられます。

さらに、何度も生産量日本一に輝いた夏イチゴの時期でもあります。浦河町では移住者向けにイチゴの新規就農支援に力を入れていることもあり、年々生産量が増えており、我が家でも毎年家族で美味し



優駿さくらロード桜のトンネル



サラブレッドの親子

いイチゴを楽しんでいます。

秋の味覚の代名詞としては、何ととっても秋鮭でしょう。地元では秋味(あきあじ)とも呼ばれ親しまれています。その中でも厳しい基準をクリアした秋鮭のみに『銀聖』(ぎんせい)というブランド名が与えられます。

北海道の背骨である日高山脈を越えて十勝方面へと続く国道、その名も『天馬街道』では、この時期、一面に紅葉が広がり、紅葉狩りの観光ドライブスポットとなっています。

北国の冬は寒さが厳しいのですが、浦河町では雪があまり降らないため、昔からスケートが盛んな町

となっており、屋外スケートリンク場では練習に励む子供たちの姿が見られます。2018年平昌オリンピックでは、スピードスケート競技に2名の選手が出場しました。

また、全国的にも珍しい野生のオオワシを住宅街のすぐ近くのスポットでウォッチングすることが可能であり、浦河町の新たな観光資源となりつつあります。

いかがでしたでしょうか？浦河町は全国的にはまだまだ知名度が低いのですが、実は四季折々に素晴らしい観光やグルメが楽しめる魅力たっぷりの町なのです。

北海道にお越しの際は、是非浦河町にお立ち寄りください！



銀聖の新巻鮭



冬のオオワシ

愛媛会

『愛媛会の広報活動』

愛媛県土地家屋調査士会 広報部長 栗山 純造

「土地家屋調査士？」隣接者への立会案内をすると土地家屋調査士の職業説明からしなくてはならないことに直面されたことがありますか？通常業務から不動産登記法第14条地図作成や地籍調査業務を通じて多くの方々と接しているはずですが…

さて愛媛会では、

(1) 土地家屋調査士の制度や業務内容について

- ① 「全国一斉不動産表示登記無料相談会」広報のため、チラシ(1,000枚)を法務局及び中予地方の市町へ配布、愛媛新聞及びウイークリーえひめ

リックに広告を掲載、愛媛CATVで告知放送

- ② 南海放送24時間テレビ「愛は地球を救う」への協賛
- ③ 郵便局内の「デジタルサイネージ」に掲載

(2) 次世代の土地家屋調査士発掘プロジェクトとして

- ① 「キッズジョブまつやま」・「お仕事フェスタ」(子ども職業体験イベント)に参加し、土地家屋調査士のロゴ入り「消しゴム」や「ものさし」をプレゼント
- ② 愛媛県立某高等学校において課外授業を実施

し、その際に土地家屋調査士試験受験者拡大のためにパンフレットを配布

以上のような広報活動を行ってきました。この課外授業を受けた数名の学生が土地家屋調査士の資格取得のため奮闘中です。

また、検討したい広報活動として

- ① 地元プロスポーツチームへのスポンサー並びにサポート
- ② 団体活動(ボランティア活動やリレーマラソン等への参加)へのサポート

過去には足に自信のある有志が司法書士会と対抗して駅伝に参加し、常に最下位争いをしていました。ある意味目立っていたようです…

- ③ 個人活動(愛媛県、日本、世界にまたがってのスポーツ並びに文化活動)へのサポート

トライアスロンで世界大会に参加している超アスリート土地家屋調査士が愛媛会に所属しています。

このようなあまり馴染みのない場所で「土地家屋調査士」を露出することで、普段接しない方々の目に付き、インターネット等で検索されるかもしれません。

愛媛会では土地家屋調査士制度制定70周年記念事業としてホームページのリニューアルをいたします。検索された方々が興味や関心をもっていただき、多くの人達から「土地家屋調査士!」となるような、より身近な土地家屋調査士を目指して広報活動に取り組んでいきたいと思います。



キッズジョブまつやま



お仕事フェスタ



高等学校課外授業



大洲・長浜駅伝

お知らせ

土地家屋調査士制度制定 70周年記念シンポジウムについて

本年2020年をもって「土地家屋調査士制度」は制定70周年を迎えます。日本土地家屋調査士会連合会では、この機会に、国民の安心と安全な暮らしを提供するための活動として「つながる安心と広がる未来を考える」をテーマに全国土地家屋調査士政治連盟、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会との共催により記念シンポジウムを開催します。

皆様のご参加をお待ちしております。

土地家屋調査士制度制定70周年記念事業実行委員会



土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウム

つながる安心と ひろがる未来を考える ～令和時代、土地家屋調査士の使命～

日時：2020年10月26日（月）13:00 [開場12:30] ～17:45

会場：東京国際フォーラム ホールB

東京都千代田区丸の内3丁目5番1号 TEL 03-5221-9000（代）

内容（予定）

- | | | |
|-------|--|--|
| 主催者挨拶 | 「今、土地家屋調査士は何をなすべきか！」 | 日本土地家屋調査士会連合会会長 國吉 正和 |
| 記念講演 | 「揺れ動く時代における専門家」 | 前最高裁判所長官 寺田 逸郎 氏 |
| 討論 | 「法改正！土地家屋調査士の使命」 | 中央更生保護審査会委員長（元東京高等裁判所長官） 倉吉 敬 氏
日本土地家屋調査士会連合会会長 國吉 正和
日本土地家屋調査士会連合会副会長 鈴木 泰介 |
| 提言 | 「法制定！狭あい道路解消の可能性について」 | 参議院議員（土地家屋調査士） 豊田 俊郎 氏 |
| 意見発表 | 「狭あい道路整備促進の必要性について」 | 国土交通省住宅局市街地建築課長 宿本 尚吾 氏
岡崎市建築部次長 田口 富隆 氏
土地家屋調査士 米澤 實 氏 |
| 基調講演 | 「防災・減災・国土強靱化！！
～まちづくりにおける土地家屋調査士の役割～」 | 内閣府房長官 菅 義偉 氏 |
| 宣言 | 「土地家屋調査士70年宣言」 | 日本土地家屋調査士会連合会会長 國吉 正和 |

【主 催】日本土地家屋調査士会連合会 TEL:03-3292-0050 HP: <https://www.chosashi.or.jp/>
【共 催】全国土地家屋調査士政治連盟、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会
【後 援】国土交通省、法務省（予定）



土地家屋調査士とは

土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家であり、そのために必要な調査・測量、申請手続等を業とする唯一の国家資格者です。

シンポジウム開催の趣旨・目的

土地家屋調査士は70年間、国民の安心と安全な暮らしを提供するために活動をしてきました。

今般、土地家屋調査士法が改正されたことによって、土地家屋調査士法第1条が目的規定から使命規定に改正され、資格者としての位置づけとその責任がより明確にされました。

土地家屋調査士法

(土地家屋調査士の使命)

第1条 土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もつて国民生活の安定と向上に資することを使命とする。

今、私たち土地家屋調査士は業務形態の変革に向けて、意識と行動を変える時期を迎えました。

近年、人口減少と高齢化社会、異常気象と自然災害、社会インフラの老朽化といった社会問題の中において、「土地家屋調査士がすべきこと」は、空き家と所有者不明土地問題、防災・減災とまちづくりへの貢献です。

この生活の基盤となる問題に私たち土地家屋調査士が、役立つ資格者であるという強いメッセージを発信し、国民生活の安心・安全と未来のまちづくりに寄与していくため、日本土地家屋調査士会連合会は、全国土地家屋調査士政治連盟、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会と共催し、行政、官庁、関係団体、そして国民の皆様と結び合い、目的意識を共有するために土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウムを開催いたします。

アクセスマップ



※ 当日の天候、災害、国会の日程、新型コロナウイルス感染症等の状況により事前の告知なくプログラムを変更する場合がございます。

日本土地家屋調査士会連合会・ ライカジオシステムズ株式会社の協定締結式



日 時 令和2年7月31日(金)午後1時から1時30分
場 所 日本土地家屋調査士会連合会会長室(東京都千代田区神田三崎町)

日本土地家屋調査士会連合会(以下「日調連」という。)では、土地家屋調査士制度制定70周年を迎えたこの日に、土地家屋調査士制度制定70周年記念事業の実施に当たり、ライカジオシステムズ株式会社と協定を締結しました。新型コロナウイルス感染症対策のため、3密を避ける形で会長室において式が行われました。

今回の協定は、全国の土地家屋調査士会が実施する「登記制度創造プロジェクト(※)」に、ライカジオシステムズで開発・販売する機器やソフトウェアを無償貸与していただくというものです。

※「登記制度創造プロジェクト」とは

登記制度創造プロジェクトとは、全国50の土地家屋調査士会が連携して、現行制度の登記制度に縛られず、多目的に利用できる情報(位置情報等)を付加するなどして、将来の登記制度を考える契機とする事業です。また、これらにより、行政とも連携して、防災・減災の観点から、貴重な財産である土地・建物が適正かつ安全に地位承継できるよう、加えて、それを支える土地家屋調査士の職能や専門性等を広くアピールすることも目的としています。

登記制度創造プロジェクトの事業内容

主な事業内容としては次の3項が挙げられます(各土地家屋調査士会により事業内容は異なります。)

1 各土地家屋調査士会が地元にある土地・建物か

ら選定しプロジェクトを行う。

- 2 可能であれば土地、建物の表題登記手続等を行う。
- 3 各土地家屋調査士会の成果をまとめ、記念誌を編集する。

登記制度創造プロジェクト事業の目的及び具体例

登記制度創造プロジェクト事業の目的としては次の4項が挙げられます。

- 1 不動産の制限に関する情報を多目的に利用できる情報とする。
- 2 災害時に備える標高点等の活用を提案する。
- 3 建物図面に位置情報(座標・標高)を付加して、多目的に利用できる情報とする。
- 4 3DデータやKMLデータ等を作成し、多目的に利用できる情報を提供する。

具体例としては、パイロット事業として、札幌土地家屋調査士会がライカジオシステムズ(株)のシステムを利用して事業が行われました。テーマを「北海道庁旧本庁舎(赤レンガ庁舎)の3Dデータ作成」とし、その内容としては、赤レンガ庁舎の3Dスキャンデータ(点群データ)を作成することで、大規模改修工事前の赤レンガ庁舎の姿を後世に残すとともに、事故や自然災害のみならず、人的な破壊行為等により失われたとしても、再建可能な正確な位置情報(座標・標高)を残します。また、VR映像を利用して、赤レンガ庁舎が閉鎖されている期間に、VR映像で観覧できるよう働き掛けを行っています。

土地家屋調査士は本日、令和2年7月31日に満70歳の誕生日を迎えました。昭和25年7月31日に土地家屋調査士法が制定されて70年を迎えました。

ライカジオシステムズ(株) 日比社長挨拶

新型コロナウイルス感染症対策のため、3密を避ける形で調印及び記念撮影が行われました。

メディアによる質疑応答が行われました。

日比社長からは、ライカジオシステムズ(株)におけるテクノロジーの進歩、3Dデータによる新しい常識の構築等の説明が行われました。



今後、栃木県の足利学校など、全国各地の建築物等の3Dデータ化を予定しています。

『毎日新聞』 2020年(令和2年) 8月10日東京朝刊



会長レポート

R E P O R T

7月16日
～8月15日

7月

16日

志公会と語る夕べ

自由民主党志公会と語る夕べに参加いたしました。政策については、行政のデジタル化の横断的な互換性の問題、ソサエティ 5.0 (Society5.0)、そして国際標準等、我が国がどのようにイニシアティブを取っていけるのか、取らなければいけないのかと提言されていました。豊田参議院議員とも意見交換をさせていただきました。

21日

第4回正副会長会議

第3回理事会において審議、協議する事項について精査、意見交換をいたしました。

顕彰審査会

令和3年春の叙勲、黄綬褒章受章候補者の推薦について審議いたしました。候補者には是非とも受章していただきたいと思っています。

21日、22日

第3回理事会

総会後初めての理事会を開催し、本年度の事業計画に基づき実施する各部の事業について審議協議いたしました。また、各理事から本年度の豊富や意気込み等発表してもらいましたが、みんなのやる気が伝わって、非常に心強く感じました。是非とも全役員が結束して1年間努力し、土地家屋調査士の将来を見据え、良い結果が残せるよう頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

31日

ライカジオシステムズ株式会社との調印式

ライカジオシステムズ株式会社の日比社長に連合会へお越しいただき、70周年記念事業の「登記制度創造プロジェクト」における協定書の調印式を行いました。ライカジオシステムズ様の素晴らしい機材をお借りして、不動産をどのように記録し、後世に残しつなげられるかについて、一つの提案のようなものができるとよいと思っています。よろしくお願いいたします。

8月

3日

法務省民事局民事第二課との打合せ(第16回法制審議会民法・不動産登記法部会について)

法務省民事局民事第二課において、第16回法制審議会民法・不動産登記法部会の事前説明をしていただくと同時に、不動産登記制度について意見交換をいたしました。

4日

第16回法制審議会民法・不動産登記法部会

法務省において、第16回法制審議会民法・不動産登記法部会が開かれました。今回は、土地所有権放棄の問題、共有関係の解消の方法、不動産登記法の見直しについて、議論いたしました。不動産登記法については、相続登記義務化、登記名義人の氏名住所変更登記の義務化等が提案されました。

座談会

土地家屋調査士の司法への積極的な参加に向けて ～専門委員の魅力について～①

日本土地家屋調査士会連合会 社会事業部

平成16年4月に専門委員制度に係る改正法が施行されて、現在、全国の裁判所で任命された土地家屋調査士の専門委員は35名である(土地家屋調査士白書2020)。人数的に決して多いとはいえないが、専門家が専門委員として関与することは、専門訴訟を適正・迅速に解決するために大いに役に立っている。

連合会では、従前から筆界調査委員、申請代理人育成のための講座の開催や土地家屋調査士会ADRセンターの立ち上げ及びADR認定土地家屋調査士の活用支援に取り組んできた。今後は、今以上に土地家屋調査士が司法の場に積極的に参加し、裁判官の信頼を得て、紛争解決の場面で活躍することが期待されている。

そこで今回、専門委員に任命されている土地家屋調査士と早くから専門委員制度の運営に深く関わってこられた京都大学の小久保孝雄教授(元高松高等裁判所長官)との座談会を実施し、専門委員について知ってもらい、さらには多くの土地家屋調査士が専門委員に任命され、司法の場において、土地家屋調査士の専門的知見を生かす契機とするための座談会を開催した。

出席者

京都大学大学院法学研究科教授 (元高松高等裁判所長官)

小久保孝雄

日本土地家屋調査士会連合会会長 (東京地方裁判所専門委員)

國吉 正和

日本土地家屋調査士会連合会ADRセンター委員 (大阪地方裁判所、大阪高等裁判所専門委員)

西田 寛

日本土地家屋調査士会連合会社会事業部長・ADRセンター委員長 (大津地方裁判所専門委員)

北村 秀実

<目次>

第1 はじめに

第2 参加者自己紹介

第3 専門委員の職務について(裁判の流れと専門委員の関わり)

1 専門委員制度について

2 専門委員の職務の内容

(1)調停委員との比較

(2)鑑定との比較

(3)職務遂行に際して基本的な留意点

(4)専門委員が行う「説明」について

(5)訴訟手続における専門委員の関与の場面

①訴訟手続の流れ

②専門委員が関与する場面

(以上、本号)

第4 専門委員の具体的な事件への関わり

1 印象に残った事件

2 意見交換(筆界特定後の訴訟提起等)

3 専門委員として心がけていること

第5 裁判に専門家が関わる意義と調査士への期待

1 裁判に専門家が関わる意義

2 土地家屋調査士への期待

3 土地家屋調査士へ伝えたいこと

第1 はじめに

北村 それでは、ただ今から現在、裁判所で専門委員をされている土地家屋調査士(以下「調査士」という。)と、早くから専門委員制度の運営に深く関わってこられた元裁判官の皆様の座談会を開催したいと思います。本日の進行を務めさせていただく日本土地家屋調査士会連合会(以下「連合会」という。)常任理事の北村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず北村から座談会の趣旨を説明したいと思います。連合会としましては、従前から境界鑑定の講座や筆界特定に関しては、筆界調査委員向けや



代理人育成のための講座、また土地家屋調査士会ADRセンターの立ち上げ、ADR認定土地家屋調査士の活用支援に取り組んでまいりました。筆界特定に関しては平成18年の施行以来、相当件数の事件を処理してきて、今日では社会からも一定の評価を得てまいりました。またADRに関しても全国の土地家屋調査士会で相談業務、調停業務を弁護士さんと共に取り組んでいただいております。そこで連合会としまして、今後更なる調査士の活躍の場として、裁判所における鑑定人や補佐人、そして今回は特に専門委員、専門家調停委員という司法での活躍の場を大きく展開していきたいと考えております。

しかし、調査士だけが望んでいても前にはなかなか進むこともできません。まずは裁判官の方々に調査士を知ってもらって、信頼を得ることが重要だと思っております。現在も、法務省と進めております「筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRとの今後の連携の方策について」や、一般社団法人の日本ADR協会による、「ADR法制の改善に関する提言」の中で、裁判所との連携や裁判所によるADR勧奨がうたわれています。また、裁判外紛争解決の利用の促進に関する法律、いわゆるADR法第26条でも、当事者間に法務大臣認証紛争解決手続によって当該紛争の解決を図ろうという旨の合意があるときには、いったん訴訟を中断ができるというメリットもうたわれています。

いずれにしても裁判官の信頼を得ないことにはこれらの連携も始まりませんし、メリットも生かせません。今回はその始めとして調査士の皆さんに専門委員というものに関心を持って裁判所で働いてもらって、紛争解決の場面でますます活躍してもらって、そこで裁判官にも信頼されることによって、より多くの調査士の司法参加、そして先に申しました筆界特定やADRの場面で裁判所との連携を期待して、この座談会を企画しております。

第2 参加者自己紹介

北村 それでは、ご出席の皆さまにつきましては、それぞれ専門委員制度についての関わりを含めて自己紹介をお願いしたいと思います。西田先生から順番にお願いします。

西田 大阪土地家屋調査士会の西田寛です。よろしくお願いいたします。

私の専門家調停委員との関わりですが、平成14年10月に大阪地方裁判所、大阪高等裁判所の調停委員として辞令を受け、平成30年の退任まで16年間、その任に就いておりました。また、専門委員については、平成16年4月に大阪地方裁判所、大阪高等裁判所の専門委員として辞令を受け、現在も事件に関わっております。令和2年4月で17年目を迎えます。調査士としては44年目です。現在、大阪会では境界問題相談センターおおさかの推進委員会の委員長、運営副委員長として、また公益社団法人民間総合調停センターの理事、運営委員をしております。よろしくお願いいたします。



國吉 日本土地家屋調査士会連合会会長の國吉正和です。所属は東京土地家屋調査士会です。私は平成19年10月から東京地方裁判所の専門委員として活動しております。当時といいましょうか、その数年前からADR機関の設立のために東京会で準備委員等をさせていただき、その関係でおそらく裁判所との関わりを持ったということがスタートだと思います。

私は今連合会の会長ですが、調査士の資格者と



して、これからあるべき姿として、例えば関係団体であったり、関係士業の皆さま、そして官公署、そして法曹界の方々とも連携をとって、調査士の業務の一つとして、この裁判に関わるということが大切なのだろうと思います。我々調査士単独では、例えば法改正であったり、いろいろな規定の改正などもなかなか進まないということもあると思います。その中でやはり我々の周りの人たちとも協調して、よりよい制度を作っていけたらいいなと思っております。よろしくお願いいたします。

小久保 京都大学大学院法学研究科教授の小久保孝雄と申します。今日は、第一線で裁判所と真摯に関わりを持っておられる一流の調査士とお話できる機会であり、私としては大変うれしい思いで、こちらへまいりました。よろしくお願いいたします。

私の現在の研究テーマは民事訴訟手続全般です。特に専門訴訟の審理のあり方に関心を持っています。京都大学で勤務する以前は裁判官を約36年間、務めておりました。専門委員制度との関わりですが、この裁判官時代にさかのぼるわけです。専門委員制度自体は平成15年(2003年)の民事訴訟法改正で新たに設けられた制度で、翌平成16年から施行されました。私は平成14年4月から大阪地方裁判所で勤務しておりましたが、平成17年4月に同裁判所の第10民事部部総括裁判官(裁判長)に異動しました。その部は専門訴訟である建築事件を集中的に扱う部でした。事件の解決に専門的な知見の獲得が必要不可欠だったわけです。そのころから本格的に建築士の皆さんを中心に専門委員にご就任いただき、この制度を活用するようになりました。そういうわけですので、専門委員制度の発足当初から専門委員の実務運用に関わってきたといえるかと思います。



第3 専門委員の職務について(裁判の流れと専門委員の関わり)

北村 ありがとうございます。それではさっそく座談会に移りたいと思いますが、今日のテーマ、専門委員について皆さんのお話を聞く前提として、裁判の基本的な流れや訴訟のルールを知っておく必要があるのではないかと思います。そのあたりを小久保先生から教えていただきたいと思います。それと訴訟の中で専門委員がどの時点で、どのように関与していくかということも教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

1 専門委員制度について

小久保 それでは、まず専門委員制度についてご説明します。この制度は専門的な分野について知識経験を豊富に有する専門家の方に争点の整理および証拠の整理、あるいは証拠調べなどの訴訟(裁判)手続全般に関与していただき、必要な場合に専門的な知見に基づく説明をしていただくことにより、専門訴訟における審理の充実および合理的期間内の解決を目指すものです。

この制度はそもそも1999年から始まった平成の司法制度改革の中で、専門訴訟の審理が長期化する最大の原因は裁判所及び訴訟代理人に当該専門訴訟に関する専門的な知識が不足していたことにあるという指摘がされました。専門的知見を有する事件への対応強化は司法制度改革の重要な課題の一つだったわけです。そこで、民事訴訟制度の基盤の確立のために、民事訴訟に専門的知見を効率的、効果的に獲得することが必要とされ、その方策として立法化されたのが専門委員制度だったわけです。民事訴訟法第92条の2が基本的な条文です。

なぜこのような専門委員が必要かという話を最初にしてみたいと思います。裁判官はもちろん法律の専門家ではありますが、専門的だという立場は法律家としての立場という面だけであって、例えば裁判官は医療紛争を扱ったり、建築紛争を扱ったり、ITの紛争を扱ったり、様々な専門領域に関わる事件を扱うことになるわけですが、必ずしもそれらの紛争解決の前提になる専門知識を豊富に有しているわけではありません。実際にこのような専門訴訟は裁判所の中には数多くあって、しかも争点が複雑多岐にわたりますし、裁判

官自身に専門的な知見が乏しい場合には、なかなか争点整理や心証形成に難渋し、審理が長期化するということがあるわけです。

そこで裁判所は当該紛争に関する造詣の深い専門家に専門委員として訴訟(裁判)手続の中に入っただいて、アドバイスをいただき、そのアドバイスにより専門的な知見を裁判官の中に補充しながら、裁判を進める必要があるわけです。よく言われるのですが、医療紛争をやりますと、原告、つまり医者に対して損害賠償を求める者には、原告に協力する医者がアドバイザーになってくれます。被告になった医者側は当然ですが、医者ですから医療に関する専門知識を持っています。しかし、紛争を裁定する裁判官は残念ながら医療的な専門知識が乏しいわけです。それで裁判官の中には比喩的な表現ですが、裁判官だって協力医が欲しいと言われる方もいるわけで、専門的事件を審理する際には、専門家の方の協力が裁判所にとっては必要不可欠というわけです。専門委員制度が紛争解決にとって必要とされるゆえんです。

2 専門委員の職務の内容

次に、専門委員の職務内容について概略をお話します。いろいろな説明のしかたがあるのですが、今日は、一つは調停委員と比べてみましょう。もう一つは、やはり専門家に訴訟手続の中で協力をいただく鑑定という制度がありますが、この鑑定という制度と比べてみることでよりご説明したいと思います。

(1) 調停委員との比較

まず、調停委員と専門委員を比べてみましょう。裁判所は専門的な知識を補充する方法として、専門家調停委員を活用することがあります。専門委員と専門家調停委員というのは、実を言いますと根本的に違うものです。どこが違うかというと、まず今日のテーマになる専門委員というのは訴訟(裁判)手続そのものに関わります。調停委員は訴訟そのものに関わるわけではなくて、訴訟の外で紛争解決に関わる職務です。このように、専門委員は訴訟手続に関わるものですから、訴訟手続の厳格なルールに影響される職務であるという点、これが一番調停委員との違いだと思いますし、重要な点です。

専門委員についてはよく「専門委員というのは裁判所のアドバイザーである」といわれるわけですが、まさに訴訟手続の中に直接関与して裁判官のアドバ

イザーとして手続に関与するという点、ここに大きな特徴があると思います。調停委員は調停手続には関与しますが、訴訟手続に関与するわけではありません。一方、専門委員は訴訟手続に関与するものですから、裁判の基本的なルールに従わなければならないという面があり、その分難しい面があると思うわけです。

(2) 鑑定との比較

次に鑑定との違いを見ておきますと、鑑定というのは専門家として鑑定人がやはり訴訟手続に関与しますが、関与する場面が証拠調べという限られた場面だけに限定されます。後ほどご説明しますが、今日話題として取り上げられている専門委員というのは訴訟のあらゆるステージで活動できるという非常に広範な役割を担えるというところに特徴があります。

もう一つ大きな特徴は、鑑定の結果は証拠になります。しかし、専門委員の説明は裁判所のあくまでもアドバイザーとしての説明ですので、直接証拠になったりはしないのです。

(3) 職務遂行に際して基本的な留意点

それでは次に、専門委員としての職務遂行に際して基本的な留意点はどこにあるのかということをお話します。一つは専門委員というのは、訴訟手続に直接関与する職務ですので、訴訟手続上の基本ルール、例えば民事訴訟法という弁論主義とか、処分権主義などの訴訟ルールに留意しながら行っていく職務といえます。これは専門委員が訴訟に関わるということから、当然そうなるということです。もっとも専門委員の皆さんは当然のことですが、法律家ではありませんから、ルールに抵触するかどうかについては一緒に仕事をさせていただく裁判所が助言させていただきますので、あまりご心配なさなくても大丈夫です。

(4) 専門委員が行う「説明」について

次に専門委員にできることを概略的にご説明します。専門委員は一般に意見は言えない、説明のみができるとされています。先ほどご紹介した民事訴訟法の条文を見ていただくと分かるのですが、専門委員ができることは「説明」とであると条文上ははっきり書いてあります。これは立法に経緯がありまして、当初、専門委員は意見開陳もできるというような案で立法化が進められていたのですが、立法の最終段階

で、専門委員のできることは「説明」だけであるということになりました。したがって説明とは何か、あるいは意見を開陳することとの差はどこにあるのかということが常に問われ、実際に國吉専門委員も西田専門委員もそういうところはかなり苦勞されて職務遂行をしてこれたのではないかと思います、取りあえずここでは説明の概念について整理をしておきます。

実務家の間では説明あるいは意見について大きく3分類をしています。

- ① 一つは**専門用語等の一般的な説明**です。これが説明に当たることに異論はありません。
- ② 二つ目の類型は、「**類型的な事実を前提にした客観的推論ないし仮説的命題の報告**」というものです。その具体的な意味は、後ほど具体例を挙げて説明します。
- ③ 三つ目の類型が、「**具体的事実関係に専門的経験則を当てはめて評価的な要素を加えた評価的説明**」というものです。先ほど、紹介した二つ目の類型は通常説明の範疇に入るといわれていますが、三つ目の類型は説明の範囲を超えたものであるという評価をされることが多いので、そこで注意が必要なわけです。

ちょっと今の解説は抽象的で分かりにくかったかもしれませんので、具体例でご説明をします。この具体例は私が作ったものではなく、よく引用されている例です。皆さんはクラックという言葉聞いたことがあると思います。ひび割れのことですね。建築訴訟という訴訟類型をやりますと、クラックという現象をもって建築瑕疵であるという主張がされることがあります。

そこで、専門委員からクラックとはどういう現象かということの説明していただくのは専門的用語等の一般的説明に当たります。

これに対して、「**類型的な事実を前提にした客観的推論ないし仮説的命題の報告**」とは、一般的にクラックの原因を説明したうえで、例えば壁の塗り方が悪かった、コンクリートの性質そのものから不可避免的に発生したものである、あるいは基礎に問題があった場合がある、さらに地盤が弱かった場合もあるなど、いくつかの可能性があるという、類型的な事実関係を前提にした上で、その場合には瑕疵に該当するというような推論をするという場合です。

さらに三つめの「**具体的事実関係に専門的経験則を当てはめて評価的な要素を加えた評価説明**」とい

うのは、例えば建築士である専門委員に現地を見てもらって、このクラックであれば、原因は基礎が悪いと判定、評価をするもので、これは説明を超えていわゆる意見を言ったことになると一般的には言われています。

そういうわけで、ちょっと微妙なことを専門委員の皆さんにお願いしているわけですが、特に今3番目にご紹介したようなものについては、先んじて専門委員に発言していただくことは、訴訟手続上問題があります。もっとも、実務では専門委員の発言は裁判官とも相談しながらやっていただければよろしいですし、何よりも評価的な説明、意見も当事者が同意すれば、許容されるという運用をしています。これは確立された実務運用ですから、あまり心配せずに裁判所と相談しながら専門委員として職務遂行をしていただければと思っております。

(5) 訴訟手続における専門委員の関与の場面

① 訴訟手続の流れ

最後に、どういう場面で専門委員として関わるかという話をお手元の図1を見ていただきながらしてみたいと思います。この図は専門委員の皆さんに最高裁判所がご配りしているパンフレットに掲載されているものです。この図の見方ですが、一番左側に紛争の発生と書いてありまして、もめごとが起こるということですね。もめごとが起こって話し合いで解決できないときに裁判所の判断を求めることになるわけです。その手続の流れですが、まず、訴状という書面を提出して訴えの提起をすることになります。訴えの提起がされると、最初の矢印のところ、ここはあまり細かく書いてないのですが、実は相手方から訴状に対する反論書(答弁書)などが提出され、訴状と答弁書を比べてみると、当該事件はいろいろと議論や証拠調べをしなければいけない事件かもしれないというのが分かるわけです。そうすると裁判所はその次の大きな四角ですが、争点及び証拠の整理等をする手続に入ることになります。

この争点及び証拠の整理手続というのは、原告と被告間で、例えばお金の貸し借りであったら、原告の方は被告に対して100万円貸したとして、その証拠として借用書を提出する。被告の方は「お金を借りたことはない。それはもらったものだ」とか、「そもそもお金は受け取っていない。」「借用書は偽造されたものである。」など、いろいろな主張がでてきます。お互いにそのような意見を出し合うことによっ

て、最終的には、例えばお金の貸し借りの事件ですと、争点はお金を返す約束があったかどうかであるということがはっきりするのです。争点が決まれば、裁判所は今度はその争点についてだけ証拠を調べることになって、今の場合で言うと借用書の確認を試みたり、それから証人に来てもらって、確かにお金を返す話をしていましたよということを聞いたり、ご本人それぞれから事情を聞くということをやります。そのような過程を経て、裁判所は判決を言い渡すことになります。この絵は、このような訴訟手続の流れ全体を示したものです。

②専門委員が関与する場面

専門委員はどこに関わるかですが、まず、鑑定人が関わる場面は証拠調べだけです。これに対し専門委員は争点及び証拠の整理という手続にも関わりま

すし、証拠調べにも関与することができます。つまり訴訟のあらゆる場面に関われます。かつこの絵の中で出てきますが、絵の一番上のところの和解勧告というのがあります。裁判所という機関は判決するだけではなく、当事者に話し合いを勧めることもあって、そのことを和解勧告と言っていますが、この和解勧告の場面にも専門委員に同席をお願いすることがあります。つまり専門委員は訴訟手続でおよそ考えられる、あらゆる場面に関わっていただいて、裁判所のアドバイザーとして活躍をしていただく、こういう職務です。

この絵を見ていただきますと、争点及び証拠の整理のところの下のところの裁判官を中心にして裁判所書記官とか代理人、専門委員が入った大きな絵があります。この絵のような状態で争点とか証拠の整理手続に関わっていただくイメージです。



図1 (出典:「専門委員の手引～専門委員になられる専門家の方のために～」最高裁判所発行)

それから証拠調べのところの下にも、今度は法廷内が描いてありますが、法廷の壇上を見てもらいますと、右半分に裁判官が3人座っていますが、左手にも1人、人が座っていますでしょう。専門委員は法廷の壇上に座っていただき一定のルールの中内ではありますが、場合によれば証人等に尋問等ができるのです。さらに和解のところにも同じような絵が描いてあります。和解にも専門委員に入っていた

だく場合があることを示しています。

そういうわけで裁判所にとっては、専門委員は本当に力強いアドバイザー、味方なものですので、今日は専門委員としての豊富な経験を有するお二人の調査士のお話を聞けるということで、非常に楽しみにしてまいりました。ちょっと長くなってしまいました。以上です。

(②へつづく)

全国土地家屋調査士政治連盟

設立 20 年を迎える

政治の決まり文句といえば、安全安心な街づくり、安全安心な国づくりとよくいわれます。ワンフレーズで表現すればそうなのでしょうが、もっとも基本的に大事なものが地球そのものであり、頑丈な国土の存在こそが第一条件であります。正しく今、声高に叫ばれている「防災・減災、国土強靱化」であります。

私は、2011年3月11日14時46分、東日本大震災を福島市の事務所において被災しました。幸いにも職員、家族も無事でしたが、震度6強というこれまで体験したことのない、それはそれは恐ろしく長い時間に感じました。

その後、巨大津波と原子力発電所の事故により、私たちの日常生活は一変してしまいました。あれからほぼ10年がたち、浜通り地方の一部を除き生活は戻ってはいますが風評被害などまだまだ復興には時間が必要に思います。あの当時から、全国の方々にご心配、お見舞い等たくさん頂きました。改めまして、この紙面をお借りしまして御礼申し上げます。

国土強靱化アクションプランは2014年に策定されましたが、皮肉にもその後、続々と全国各地で豪雨災害が頻発している状況にあります。被災されました地域の皆様にお見舞い申し上げます。

そういえば、1997年に日本で開催された「COP3」京都議定書を思い起こします。「COP」とは、締約国会議の意味で、主に地球温暖化問題を討議し温暖化の原因になる二酸化炭素(CO2)などの温室効果ガス排出削減等の国際的枠組みを協議する最高意思決定機関です。あの頃、地球温暖化が進むと北極の氷が溶け海面が上昇し小さい島は沈んでしまうのだ、という話を盛んにしていた記憶があります。あれから、四半世紀が過ぎようとする中で、凄いスピードで気象変動が起こっている感じがします。正に今、世界中が嵐に見舞われている状況であります。

さて、私たちの政治連盟は、日本土地家屋調査士会連合会と連携し、法改正をはじめとした土地家屋調査士制度の充実・発展と社会的・経済的地位の向上を目指し、また、不動産に係る権利の明確化を推進し、国民の権利の擁護に貢献するために必要な政

治活動を行うことを目的として設立されました。

おかげさまで設立20年を迎えることができました。人間に例えますと成人に成りましたという訳であります。これまでに関わっていただきました先輩諸兄及び国会議員の先生方並びに全ての先生方に感謝しますとともに御礼を申し上げます。

現在、椎名勤会長率いる執行部は、私達土地家屋調査士の社会的・経済的地位の向上を目指し積極的な活動を展開しています。

とりわけ、土地家屋調査士業務のパイの拡大を旗印に狭あい道路解消と官民境界確定事務の民間委託促進を実現する法的環境整備に全力で取り組んでいます。これらは、国のアクションプランである、防災・減災・国土強靱化に資するものであり、今後私たちが総力を結集して取り組むべき分野であると考えています。また、国の公共調達である入札区分に「登記関連業務等」の項目が設けられました。この事についても、我々が四年掛かりで取り組んできた成果であります。土地家屋調査士が国の公共調達の受け皿として名実ともに認められたことになります。今後は、それぞれの単位調政連で各県の入札業種区分に登記関連業務を加えてもらえるべく活動を展開していただくよう運動してまいります。

本年10月26日、東京国際フォーラムにおいて開催する土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウムにおいては、狭あい道路解消の必要性をテーマに意見発表を行います。そこで当該テーマは、防災・減災・国土強靱化に資するものであることを政治及び行政に強く訴えたいと考えています。

私たちは、ひたすら土地家屋調査士制度の重要性を政治に訴え、制度の充実及び発展と土地家屋調査士の社会的及び経済的地位の向上を実現するために、その運動を展開してまいります。今後ともご支援ご協力をよろしくお願いいたします。

文責：全国土地家屋調査士政治連盟
副会長 阿部 次雄



「所有者探索の強力なツールとして」

日本土地家屋調査士会連合会 研究所長 三田 哲矢

調査士カルテ Map には、「事件の情報登録」と「住宅地図」の機能があることは、皆さんご存知のことだと思います。利用中の方からは、既に業務になくはならないツールであるとの意見を多く頂いています。一方、利用されていない方からは、その理由として、「情報登録」は利用しないため「住宅地図」にしか利用価値を見いだせない。また、その「住宅地図」についても、無料のオンライン地図があるから不要であるとの意見を多く頂きます。

皆さん、調査士カルテ Map の「住宅地図」について、単に住所から地図を表示して印刷できる、あるいは紙の住宅地図が、オンライン上で見られるだけだと思いませんか。

日常業務で役立つ機能が多くあり、今までの会報記事にも数多く紹介されていますが、今回は、「住宅地図」の機能の中から、土地所有者の探索に役立つ機能を紹介したいと思います。

まずは、「検索」タブにある「ワード」検索の機能です。表札等のキーワードとエリアから絞り込みを行い、該当するものを一覧表示させることが可能で、地図上でも併せて確認することができるものです。所有者が分からず、近隣の方に聞き込み調査を行うことも多いかと思いますが、おおよその住所情報から、氏名と併せて検索を可能とするものです。



もちろん会社名や姓・名など、フリーワードでの検索も可能です。

また、登記上、所有者の住所(商業登記も同様)については、マンション名やビル名、部屋番号等のいわゆる「方書き」については、必須とされていません。住所の表示に「方書き」がなく、住宅地図を見てマンション等であった場合、居住の判断がつかないことがあります。そのような場合には、「表示」タブの「建物属性」を表示させる機能が有効です。

地図の建物に、部屋番号や階数に表札や名称が登録されている場合、一覧として表示・確認することができるものです。もちろん表札や名称が登録されていることが前提条件となり、個人情報の関係から表札等を掲げていない場合、表示がないこともあります。



これらは、紙や無料のオンライン地図にはない機能であり、土地所有者が遠方に居住し、土地勘のない地域での所有者探索には、大変重宝します。土地家屋調査士が得意なフィールドワークと、情報ツールを駆使することにより、所有者不明の壁を乗り越えることが可能となります。「土地の筆界を明らかにする業務の専門家」として、所有者を探すことができませんとは、簡単に言葉にはできません。あらゆる手を尽くしても探し出す、その手段としての強力なツールとして活用してみてもいいでしょうか。

調査士カルテ Map は、利用者の意見を受けて、機能改善も継続して行っています。また連合会では、単位会や支部から、利活用についてのウェブ研修の相談も積極的に受け付けていますので、是非、皆様からのご意見やご相談を頂きたいと思っています。それではよろしく願いいたします。

日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム 調査士カルテMap

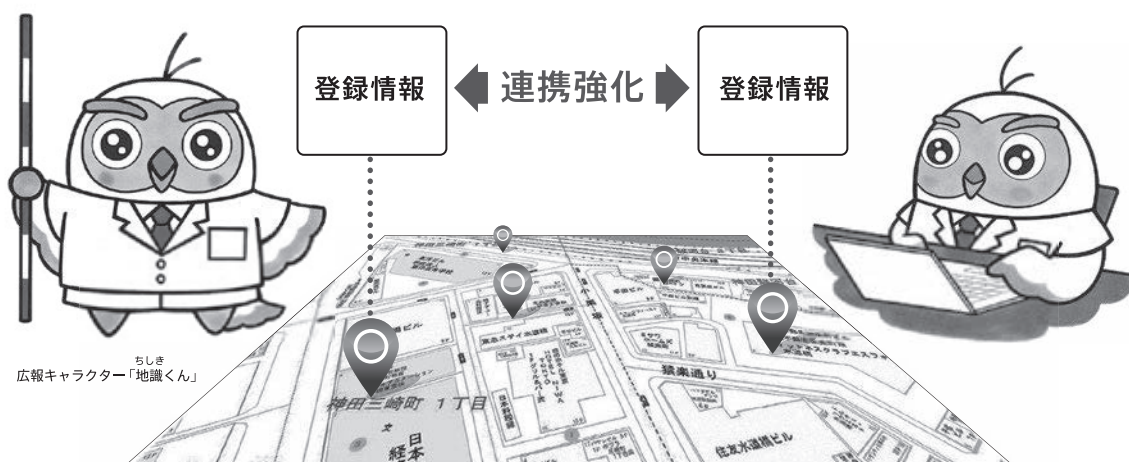
住宅地図・ブルーマップ
全国閲覧可能！

※ブルーマップはセンリン保有地区に限る

著作権許諾証つき
地図印刷！

地図上で事件簿
管理ができます！

SIMA図示や
多彩な地図検索！



「業務効率化」と「成果保全・管理・活用」を同時に実現

このシステムの活用が所有者不明土地・空き家・空き地課題への対策・対応の一手に！

システムバージョンアップのお知らせ

1 官公署届出に便利な
縮尺設定を追加！

1/250,1/2500 縮尺を追加。

官公署への地図届出作業が
より便利に！

2 外部地図サービスとの連携に便利な中心座標値の表示追加！

測地系：世界測地系

・度 (経度緯度) : 133.556557, 33.562531
・度 (緯度経度) : 33.562531, 133.556557
・度分秒 : 133.33.23.6, 33.33.45.1
・平面直角座標 : 4系 62385.5251

緯度経度を追加。Googleマップに
コピーすれば位置特定が可能に！

■詳細・お申し込みは、日本土地家屋調査士会連合会 WEB サイトをご確認ください



日本土地家屋調査士会連合会

▼連合会 HP 右下のこちらのボタンをクリック



【お問合せ】

日本土地家屋調査士会連合会
「調査士カルテ Map」問合せ窓口
E-mail kartemap@chosashi.or.jp

Web研修会
にも対応！

「調査士カルテMap」Web 研修会

ご相談受付中！

コロナ禍での
研修カリキュラムに
いかがでしょうか？

令和2年度事業計画及び活動について

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、変則的な開催となった定時総会を終え、令和2年度の会務運営がスタートしました。今回はこの紙面をお借りして、会長、副会長に2期目の意気込みを語っていただきました。

令和2年度 事業計画における基本方針

会長 榊原 典夫

公嘱協会は公益法人たる事業者として、組織改革や新しい技術の導入を視野に入れた受託内容の改善を図り、更なる進化を遂げていかないと今までの努力も過去の実績となり、将来的に社会から選択される組織とはなり得ません。



今年度は、全国の協会と官公署との信頼関係をより一層深めるためにも、土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウム開催に向け、土地家屋調査士三会の一翼としての活動に全力で邁進してまいります。

昨年の土地基本法の一部改正では、不動産の所有者に土地の管理義務を課し、土地の境界の明確化に関する努力義務が明記されました。また、民法の改正、更には不動産登記法の改正も議論されています。

全公連では、今年度の骨太の方針に沿った防災・減災と国土強靱化や所有者不明土地問題等の社会問題にも大きく貢献できる事業として、災害時復興支援事業と狭あい道路解消登記処理業務、官民境界確認補助業務、未登記処理業務、里道水路の地方分権譲与後の土地表題登記業務等の啓発を行うため、各担当部署における資料作成や広報活動を積極的に行い、公益目的事業の拡大につなげてまいりたいと考えています。

そこで、今年度事業計画における重点的事业として、不動産登記法第14条第1項地図作成作業、国土調査法第19条第2項・第19条第5項による地図整備事業の分析・研究と発注官公署に対する改善提

案及び事業への参画の推進を行います。

このことは、協会が受託者として業務処理方法の現状分析と改善点を再確認することにつながり、更なる組織改革や新しい技術等の導入を実践することによって、今まで以上の信頼関係の構築につながっていくものと思います。

土地家屋調査士の業界団体の一員として、土地家屋調査士業務の拡大は喫緊の課題であり、その中における嘱託登記関連業務の受注拡大のためには、適正・迅速な業務処理による発注官公署との信頼関係構築は、なくてはならない重点課題であると考えています。

協会が官公署から選択され公益目的事業の拡大を図ることが社会貢献につながるということを実証できるよう、本年度の活動を行ってまいりたいと思います。

2年目の抱負

副会長 望月 繁和

総務・経理・広報・公益・災害担当をいたします副会長の望月です。

本年度の全公連における重点事業

- 1 「地図整備の推進と啓発」
- 2 「土地家屋調査士制度制定70周年記念事業の開催と官公署に対する公益事業の啓発」



上記の重点事業については、業務・研修担当副会長及び事業推進担当副会長にお任せし、今回の新型コロナウイルスでの経験を踏まえ、今後の非常時における会務運営の対応の検討、また、いつ起こるか分からない地震、今後ますます加速すると予測される気候危機(地球温暖化、異常気象による水害など)を踏まえ、大規模災害時を視野に災害協定を締結しているベンダーと全公連組織とのシステムの構築、災害マニュアルの充実を第一として今年度、まとめ上げたいと考えております。ご協力のほどお願いいたします。

業務推進担当副会長として

全公連に加盟の協会のほとんどが行政庁によって公益認定を受け、厳格な監督の下、嘱託登記を中心にした公益目的事業を遂行しております。このため事業の遂行に欠かせない公共調達の調査研究のほか、協会を維持管理するためのガバナンス、コンプライアンスを担当しております。

本年度も皆様のご指導、ご協力をいただきながら円滑な事業遂行に役立つよう努力を積み重ねてまいります。

副会長 堀 次夫



ことができる支援ソフトの研修会を行い、その後全国の協会に配布しました。このことにより、全国の公嘱協会に常にある課題の地図作成作業の効率化に少しでも貢献ができたと思います。しかしながら、その後の活用に必要な研修会等が新型コロナウイルス感染拡大により行うことがいまだできていません。今後は各ブロック単位で研修会を開催できるようにしていきたいと考えます。新しい技術を導入することにより、発注官公署との信頼関係が深まり、さらに、優れた成果を納品できることにつながります。

今後も全国の協会の要望に沿った研修、時代の最新情報の発信になるような研修、業務推進につながる研修を開催していきたいと考えます。

最後に、現在活発な行動は行えませんが6年間の福岡県の理事長経験をいかし頑張っております。

役員2年目の目標

昨年6月から業務・研修担当の副会長を拝命し、1年が経過いたしました。

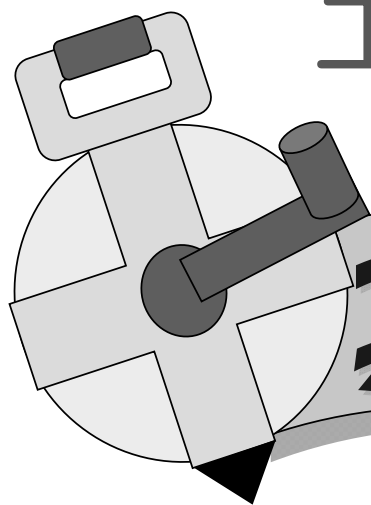
業務に関しましては、昨年11月に研修会を開催し、地図作成先進協会の特徴ある作業の報告をしていただきました。また、2月の全国理事長会議において、地図作成作業の効率的な業務管理を行う

副会長 花本 政秋



今後の会議予定

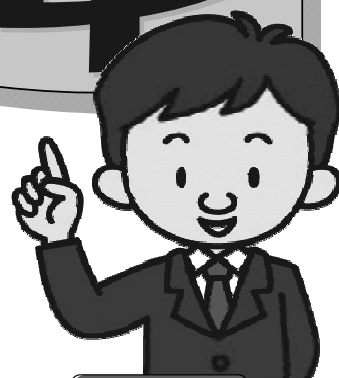
10月5日	第2回監査会
10月6日	第4回理事会
10月26日	土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウム(東京国際フォーラム)
10月27日	第2回研修会(ホテルメトロポリタンエドモント)



土地家屋調査士 賠償責任保険

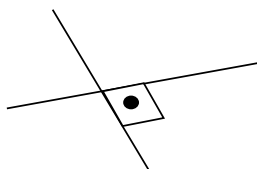
募集中

令和2年4月1日より、施設危険に
関する支払限度額を増額するほか、
全プランに廃業補償特約を付帯します。



お支払例①

測量の際、境界標の設置
を誤り、誤った面積を登記
したために顧客に損害を
与えた。



お支払例②

事務所のパソコンがウイル
スに感染し、顧客の個人
情報が漏えいしたことで損
害賠償請求を受けた。



お支払例③

測量中、測量機が転倒し、
付近にいた子供が怪我をし
て所有者である調査士が賠
償責任を負った。



ポイント！

調査士に賠償責任が発生しな
いケースでも見舞金の対象とな
ります。
*ただし、事前に保険会社の同意が
必要となります。



保険期間：令和2年4月1日から1年間

中途加入可能です。毎月20日締切・翌月1日補償開始となります。

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

【お問合せ先】

<取扱代理店> **有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166**

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階

<引受保険会社> **三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692**

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部営業第一課

日本土地家屋調査士会連合会共済会

B19-102922 使用期限：2021年4月1日

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者

令和2年7月1日付

埼玉	2712	樽見	拓也
埼玉	2713	渡邊	元
千葉	2222	阿藤龍太郎	
大阪	3385	坪内	隼斗
福井	451	東	友哉
山口	986	吉岡	英治
鹿児島	1112	川村	幸平
宮城	1055	小松	和也
宮城	1056	村上	正博
宮城	1057	齋藤	文俊
宮城	1058	坂本	宗胤

令和2年7月10日付

東京	8159	西村	和樹
千葉	2223	若井	大輔
静岡	1832	山崎	淳
滋賀	461	塚田	守寛
富山	535	朝倉皓二郎	
広島	1911	田村	浩二

令和2年7月20日付

東京	8160	松澤	壘
神奈川	3145	山城	健二
埼玉	2714	白石	晃一
福岡	2359	中川雄一朗	
熊本	1225	生島賢次郎	
鹿児島	1113	池田	亮

登録取消し者

令和2年1月17日付

愛知	1553	浅井	勝
----	------	----	---

令和2年4月15日付

奈良	199	谷口	信夫
----	-----	----	----

令和2年6月3日付

長野	2263	中川	郁雄
----	------	----	----

令和2年6月14日付

香川	612	高尾	泰弘
----	-----	----	----

令和2年7月1日付

東京	4555	向山	昭次
東京	6550	堀江	保夫
東京	7661	柳本	幹
神奈川	2244	引田	繁
愛知	1473	近藤	和雄
愛知	1503	中野	廣行
福岡	1491	友岡	清紀
宮城	712	大久保昌行	

令和2年7月10日付

神奈川	1412	浅川	藏喜
神奈川	1602	堤	伸光
神奈川	1607	五十嵐直喜	
神奈川	1746	横山	一夫
千葉	973	青柳	一夫
愛知	1629	三浦	弘重
広島	1331	山臺	達雄

鳥取	338	浅中	修次
島根	437	曾田	武夫
福岡	1582	松本	茂美
長崎	424	高岡	昭壽
鹿児島	747	吉村	成好
宮城	993	真船	篤
岩手	1072	平	育三
札幌	1129	棚橋	克人

令和2年7月20日付

東京	8079	大留	健介
埼玉	1501	矢島	操
京都	449	上總	努
兵庫	1256	相田	宏
広島	1412	惠飛須雪雄	
旭川	275	先崎	就二
釧路	222	吉田	照男

ADR認定土地家屋調査士登録者

令和2年7月1日付

東京	8063	頼田	亘平
----	------	----	----

令和2年7月10日付

大分	838	馬場	輝
大分	846	白石	隆造
福岡	2249	黒瀬	哲

令和2年7月20日付

熊本	1225	生島賢次郎	
----	------	-------	--



「つくつくし」

深谷健吾

鳴けるだけ鳴きて何処へつくつくし
星月夜波を枕に船の旅
絡みつくままの門扉の藪からし
藁舟に踏んばつてゐる茄子の馬

当季雑詠

深谷健吾

茨城

島田

操

大菩薩峠が友や梅雨籠
山風の自在の座敷夏料理
三分農衣干さるる梅雨晴間
二時間と決めて草取り共白髪

茨城

中原ひそむ

駄句も迷句も吾が身のかけら杖の秋
忘れ得ぬ人の住み家や木槿垣
旧道のトンネルいまも滴れり
昏れ残る岬の燈台鰯雲

山形

柏屋

敏秋

薄暗きビルの谷間や炎天下
亡き人の想ひいまだに古扇
山風や吾より高き花葵
夏座敷虫眼鏡手に辞書を読む

岐阜

堀越

貞有

豆ごはん食べては思ふ母のこと
葎切や船頭小唄途切れがち
尺蠖の最後一步葉先まで
段々と話し艶めき竹床几

今月の作品から

深谷健吾

山風の自在の座敷夏料理

島田

操

「夏料理」は、夏の季語。懷石料理から日常の総菜にいたるまで、夏向きの料理の総称。素材や盛り付けにも涼しさを感じるよう工夫を凝らす。提句は、「山風」のフレーズからして、山荘の座敷での夏料理か。山からの涼風を四方から受け、料理の具材には、夏の山菜と夏を代表する鮎・鱒・山女などの川魚に工夫を凝らした涼しげな料理が並ぶ。この句の眼目は、「自在」のフレーズである。即ち、あくまで自然体で山荘を経営するご夫妻の素朴ながらも心のこもった「おもてなし」が想定される。そのような情景を活写した見事な一句である。

中原ひそむ

旧道のトンネルいまも滴れり

「滴り」は、夏の季語。山滴り・岩滴り・崖滴りなどというように、夏に、崖や大岩、絶壁などから、滴々と落ちる清らかな水という。暑い日に出会ふと、思わず暑さも、歩き疲れも忘れるほどである。泉や清水の滴り落ちるものをいうので、木々とか、家の軒から落ちる雨の雫とかを指すのではない。最近では、掘削技術の進化により、高速道路には長いトンネルが多々あり、何かと便利になった。旧道のトンネルは、ほとんどが無用の長物か。昔、よく通ったトンネルではあるが、今では、通行量が減つても「滴り」だけは多くなっている。その情景を目の

当たりにして詠んだ郷愁を誘う佳句である。

柏屋

敏秋

薄暗きビルの谷間や炎天下

「炎天下」とは、夏の季語「炎天」の傍題。炎昼の空である。真夏の灼熱の太陽をさえぎるものが何もない大空はすさまじいまでの明るさ、すべて地上のものを威圧するようにも思える。この空が薄曇つていても風がなく蒸し暑いのを油照という。じっとしていても脂汗がにじむ。炎天下とは、焼けるような強い日差しの下に在ること。都会では、殊に薄暗きビルの谷間の日影で、風通しの良い所など涼しい所を選んで行き来して酷暑から身を守る。季語の炎天下と薄暗きビルの谷間の日影との明暗の取り合わせの妙による佳句である。

堀越

貞有

豆ごはん食べては思ふ母のこと

「豆ごはん」とは、夏の季語「豆飯」の傍題。莢から出したえんどう豆を炊き込んだご飯をいう。昆布、塩、酒などで薄く味をつける。炊き上がりは豆の緑が鮮やかで、見た目にも涼味がある。青豌豆をグリーンピースとも言い、豆の緑と白飯の白さが見た目にも美しい。庶民の間で生まれたもので、季節の風味を楽しむ味わいのあるものである。亡き母の炊く豆ごはんは、作者の大好きな物をあつたのであろう。歳とともに、豆ごはんを口にするたびに母のことを思うことが多くなってきた。平明な言葉で詠んだ見事な母の追想句である。

7月

17日

第2回特別研修運営委員会

＜協議事項＞

- 1 令和2年度特別研修運営委員会事業計画に基づく執行計画について
- 2 第15回土地家屋調査士特別研修について
- 3 第16回土地家屋調査士特別研修について
- 4 第17回以降の特別研修について

21日

第4回正副会長会議

＜協議事項＞

- 1 令和2年度第3回理事会審議事項及び協議事項の対応について

顕彰審査会

21日、22日

第3回理事会(電子会議出席者あり)

＜審議事項＞

- 1 令和3年春の叙勲及び褒章受章候補者の推薦について
- 2 令和2年度各種委員会等の委員等の選任について
- 3 「準天頂衛星システム(QZSS)の登記測量への利活用検討PT(仮称)」の設置と活動費用について
- 4 土地家屋調査士登録事務取扱規程の一部改正(案)について
- 5 eラーニングコンテンツ制作に係る業務委託契約の更新について

＜協議事項＞

- 1 土地家屋調査士法人業務処理マニュアルについて
- 2 土地家屋調査士会の会員数に応じた事業助成について
- 3 令和2年度土地家屋調査士新人研修について
- 4 令和3年度土地家屋調査士新人研修について
- 5 年次研修について
- 6 土地家屋調査士特別研修の実施に係る委託契約の更新について
- 7 令和2年度第1回全国ブロック協議会長会同の運営等について
- 8 令和2年度第1回全国会長会議の運営等について

第3回理事会における業務執行状況の監査

29日

第7回調測要領委員会(電子会議)

＜協議事項＞

- 1 (仮称)「新調査・測量実施要領」について

30日

第1回地図対策室会議(電子会議)

＜協議事項＞

- 1 委員長の互選及び副委員長の指名について
- 2 公共嘱託登記の環境整備に関する事項について
- 3 地図の作成及び整備等に関する事項について
- 4 地図対策室会議の今後の開催方法と開催日程について

31日

第3回業務部会(電子会議)

＜協議事項＞

- 1 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡について
- 2 登記測量に関する事項について
- 3 土地家屋調査士業務情報の利活用と拡充への対応について
- 4 各種委員会等の開催について

8月

5日

第8回調測要領委員会(電子会議)

＜協議事項＞

- 1 (仮称)「新調査・測量実施要領」について

5日、6日

第3回財務部会(電子会議出席者あり)

＜協議事項＞

- 1 財政の健全化と管理体制の充実について
- 2 福利厚生及び共済事業の充実について
- 3 総務部との合同会議について
- 4 ブロック協議会及び土地家屋調査士会への助成の在り方について
- 5 役員以外の者に支払う費用等に関する規則の新設及び諸規則の改廃について
- 6 会費の徴収に係る事務の確認及び見直しについて

6日、7日

第1回日調連ADRセンター会議(電子会議出席者あり)

＜協議事項＞

- 1 オンラインシステムを利用した各土地家屋

- 調査士会間のネットワークの活用による遠隔地の紛争解決手続の利用拡充について
- 2 民間紛争解決手続代理関係業務に関する課題への対応について
 - 3 筆界特定制度と土地家屋調査士会 ADR との連携について
 - 4 ADR 運営報告書について

12日

第1回登記基準点評価委員会・日調連技術センター合同会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 (仮称)新調査・測量実施要領の作成について
- 2 令和2年度委員会の日程について



広報キャラクター「地識くん」

編 集 だ よ り



この夏ユーチューバーとしてデビューしました。といっても、愛媛会の会員専用ページにURLを公開しているだけなのですが…。会の研修として、懲戒処分事例紹介を撮影し、簡単な編集をして作成しました。スライドだけだと味気ないので顔を出しました。目線がカメラを向いてなくて恥ずかしいのですが、それまで愛敬ということで…。

そういえば、京都弁護士会では、法務とは関係なくして弁護士によるラーメン店の紹介をしています。

私たちが単位会同士でウェブを活用して楽しく情報交換をしていくのもいいかもしれないですね。

広報員 小野 勇(愛媛会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円
(送料別)

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 國吉 正和

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：<https://www.chosashi.or.jp> E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社